

第2日目（9月2日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。延会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。副市長から葬儀のため欠席、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程はお手元に配付いたしました議事日程（第2号）丸正のとおりといたします。

○議 長 日程第1、第70号議案 平成25年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。第70号議案 平成25年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定について提案理由を申し上げます。

主な歳入は保険料3億2,179万円、一般会計からの繰入金1億4,172万円、歳出では後期高齢者広域連合納付金4億5,192万円が主なものであります。歳入総額は4億7,680万円で前年度比0.6%、288万円の増。歳出総額は4億6,923万円で前年度比0.7%、314万円の増額となり、実質収支では756万円の黒字決算となったところであります。概要につきまして市民生活部長に説明させますので、ご審議の上認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは説明させていただきますが、昨日に引き続きまして特別会計決算説明資料、こちらのほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、またご用意をお願いいたします。

資料の5ページをお願いいたします。歳入の1款保険料、保険税率については平成22年度制度発足時から変わっておりません。被保険者数は対前年度1%、96人の減となっております。収入済額は3億2,179万円で前年度比220万円の微増となっております。保険料は歳入総額の67.5%を占めております。不納欠損額は12万円で昨年度比37万円減となっております。収入未済額は48万円で前年度比47万円の減となっております。

3款繰入金、収入済額は1億4,172万円で前年度比145万円の増額となっております。一般会計からの繰入金で低所得者に対する保険料軽減分及び職員給与費等です。

5款諸収入、収入済額は540万円で前年度比24万円の減額となっております。主な収入は3項の雑入で広域連合からの負担金です。平成24年度から広域連合へ職員1名を派遣しておりますので、派遣職員の人件費分521万円が主なものとなっております。歳入合計で4億7,680万円、対前年度比0.6%、288万円の増となっております。

めくっていただいて6ページをお願いいたします。歳出、1款総務費、支出済額1,721万円で前年度比45万円の減額となっております。広域連合が派遣職員1名分を含む3名分の職員給与費や徴収に係る郵送費等が主な内容となっております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額 4 億 5,192 万円で前年度比 402 万円の増額となっています。保険料分として 304 万円の増、保険基盤安定負担金分として 95 万円増となっています。

3 款諸支出金、支出済額 9 万円となっています。前年度分の過誤納保険料の還付です。

4 款予備費は充当はありませんでした。歳出合計で 4 億 6,923 万円、対前年度 314 万円の増、歳入歳出差額については対前年度 25 万円減の 756 万円、全額平成 26 年度会計に繰り越すことといたしました。以上で概要説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 70 号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第 2、第 71 号議案 平成 25 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 71 号議案 平成 25 年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定について提案理由を申し上げます。

歳入では診療収入は前年度比 9.7%減の 2 億 6,104 万円、歳出では総務費が前年度比 10.6%減の 2 億 4,295 万円、医業費は前年度比 11.4%減の 1 億 1,792 万円の決算となりました。歳入総額は前年度比 7.2%、3,197 万円減の 4 億 1,420 万円であります。歳出総額は前年度比 9.9%、4,213 万円減の 3 億 8,246 万円となり、実質収支額は 3,174 万円の黒字決算となりました。黒字と言いますけれども、1 億 3,000 万円ほどを一般会計から繰り入れておりますので、実質的には赤字ということであります。

概要につきまして福祉保健部長に説明させますので、ご審議の上認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 平成 25 年度城内診療所特別会計決算の概要についてご説明申し上げます。引き続き特別会計決算説明資料をご用意いただきたいと思います。資料の 7 ページからになります。

本会計は病院事業会計から移行して 3 年目となりました。前年度決算では移行初年度の平成 23 年度との比較のため、数値比較に 12 か月調整が必要でしたけれども、今回はそのまま比較することになります。

初めに歳入です。7 ページ、これも収入済額をご覧いただきたいと思います。

第 1 款診療収入です。これは入院・外来診療及び介護保険利用のサービスによる収入、その他健診、人間ドック、予防接種等による収入ですが、前年度より 9.7%、2,809 万円減の 2 億 6,104 万円となりました。内訳は入院収入が 24%、1,264 万円の減、外来収入が 8%、1,578 万円の減

となっております。これは入院患者総数及び外来患者数が前年度に比べ、それぞれ 935 人及び 2,515 人減少したこと、さらに重症患者など単価の高い患者の減などによるものであります。一方、介護保険収入は 3%、55 万円の増となっております。

2 段目の 2 款使用料及び手数料につきましては、更新時の自動車使用料や健康診断書等の手数料ですけれども、前年度より 2.4%、2 万 5,000 円減の 103 万円となっております。

3 款財産収入は該当がありませんでした。

4 款繰入金ですが、一般会計からの繰入金です。前年度に比べ収支不足が縮小したため、前年度より 4.1%、556 万円減の 1 億 2,996 万円となりました。

最後の欄、その他の款に係る額ですが、5 款の繰越金及び 6 款の諸収入であります。繰越金につきましては前年度より 174 万円増の 2,150 万円でありまして、諸収入は患者外給食、公衆電話料、医師アパート代負担金などの雑入によるものでありまして、前年度より 3 万 5,000 円減の 57 万円となりました。

以上、歳入合計は 4 億 1,419 万円となりまして、前年度比 7.2%、3,197 万円の減額決算となりました。

めくっていただきまして 8 ページです。歳出ですが、こちらは支出済額をご覧いただきたいと思えます。1 款総務費は、正職員 14 人、非常勤医師及び臨時職員の人件費と診療所運営に係る一般的経費です。正職員 3 人の減などにより前年度より 10.6%、2,869 万円減の 2 億 4,295 万円となりました。

2 款医業費は、医療用機械の取得、借上、それから管理棟に係る経費及び診療用の薬品や衛生材料に係る費用です。患者数の減少が影響しまして、前年度より 11.4%、1,518 万円減の 1 億 1,792 万円となりました。

3 款諸支出金は、前年度繰越金を一般会計に繰り出したもので、174 万円増の 2,158 万円でした。

4 款予備費は該当ありませんでした。

以上、歳出合計は 3 億 8,246 万円となり、前年度比 9.9%、4,213 万円の減額決算となりました。以上によりまして歳入歳出差引額は 3,174 万円となり、差引額は前年度比 47.1%、1,015 万円の増となりました。このうち翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、そのまま実質収支も増額の 3,174 万円であります。以上で概要説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 大綱ということで 1 点だけお願いいたしますが、きのうから城内診療所の説明会が始まっているわけです。当然のことながらこの 3 か年のこういう決算を踏まえてのことだと思っておりますが、何ができてきた上での説明会かということと、先般の医療対策特別委員会のときには、住民に対してどうするかではなくて、こうしたいというような説明会に持っていくというようなニュアンスで、私は聞いておりました。この説明会への対処の仕方といいですか、それを教えていただければと思っております。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長　きのうから4か所で説明会を予定しておりまして、きのうは城内地区で説明会を行いました。この説明会の趣旨でございますけれども、この間、議員のおっしゃるように数年間の城内診療所の経営を分析し総括しながら、今後、城内診療所の位置づけをどうするかということを検討した結果、従前から無床化ないし若干病床を残しての運営を行いたいというような方針は述べておったところです。その方法、時期等についてはいつにするかということで検討してきたところですが、来年度に控えております医療再編その準備も含めまして、また城内診療所をその中でどういう位置づけにするかということを検討した結果、最終的には原則無床化ということで、平成27年4月、来年度から実施するという結論づけました。

その中で、ただ病床につきましては、医療再編の中で新市立病院、基幹病院、その他周辺の医療機関の中で消化していただくということになりますけれども、ただ、今まで地域で、城内・五十沢地域でやってきた外来を中心とする医療については、引き続き住民の皆さんの安心・安全の医療を守るために継続していきたい。なお、いろいろご批判もある診療内容につきましてはありますけれども、そういったところでは地域に貢献できる医療を、できるだけ追及して継続していきたいということの決意も含めまして、住民の皆さんに説明をし、ご理解をいただいたということでの説明会でありました。以上です。

○議　　長　　6番・佐藤　剛君。

○佐藤　剛君　私の勘違い、思い違いであれば大綱質疑には余りそぐわないかもしれませんが、1点だけ歳入でお聞きいたしたいと思います。

説明にありましたように3年目の会計ということでありまして、歳入の例えば入院収入の滞納繰越分のことであります。過去3年の決算書を見ますと、収入未済額が今まで過去の中に出ていないですね。そして、今回の決算のところに、急に滞納繰越額の調定額のところに数字が出てくるということは、過去2年間の中に収入未済額があったということですよ。けれども決算書にはそれが出ていないと私は思って見てきたのですけれども、その辺の説明をお願いいたします。

この点につきましては、入院診療もそうですし、外来収入もそうですし、次のページの食糧・住居費収益、ここについても同じですよ。全く過去について収入未済額がなくて、ここにきて急に滞納額の調定額として出てきてくるというところの説明をお願いします。

○議　　長　　城内診療所事務長。

○城内診療所事務長　この件に関しては、まず冒頭におわびを申し上げるべきだったと思います。実は佐藤議員がおっしゃるように、今までも未収金というのがありました。それで、今までの会計の処理を、過年度収入があったものを現年度収入の中に入れて処理をしていたというような実態がありまして、平成25年度の監査の際に指摘を受けたということがありました。したがって、平成25年度の途中からきちんとして科目構成をして処理をしましたので、今回未収金が発生したような形になっていました。その後はきちんとした会計処理をしています。今後ともこういうことのないようにしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 ということであればここへ突然出てきたのもわからない、総額的には変わらないということなのでしょうというふうに私は理解しましたけれども、ただ、毎年、過去2か年において決算審査をして、決算を認定しているわけですけれども、そういう関係上、すみませんでしたということでもいいのかということだけ——私は議会の皆さんよしとすればそれでいいのではないかとも思うのですけれども、その手続的なことだけ確認をしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 そういう勘違いといいますか、知識不足によりそういった手続がなされなかったことについてはおわび申し上げますが、今、事務長も申し上げましたように、今後係ることのないようにしていくということで、ご理解いただきたいと思います。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 病院の今後の方針がこういった会計上から出ているわけでありますが、今、大体1億3,000万円近くを拠出した、一般会計から繰り入れしたということです。今後この計画でことし薬局、来年から病床、そういった形で削減していくわけですが、大体この1億3,000万円というものがどれくらいになる見込みであるか。私はその計画を知らしめておくべきではないかというふうな観点からお聞きします。

それから、一連のこういう問題で改革がされていくと、職員の問題ですね。臨時職員等でかなり賄っている部分があると思うのですが、そういった部分はこういった処遇になっていくのか。計画があつたらひとつお聞きしておきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 福祉保健部長。1点目の一般会計からの繰入金は、現在1億3,000万円ほど平成25年度は繰り入れていただいておりますが、実質的に単年度、25年度の単純の差し引きですと9,800万円くらいの繰り入れという形になろうかと思えます。と言いますのは残高がありますので、それを平成26年度の一般会計に繰り戻しといいますか繰り入れをする関係で、最終的には9,800万円の繰り入れという形になります。

ただ、それがいいということではありませんし、結果的に経費節減、経営の効率化ということで無床化というひとつの選択肢を選んだわけですけれども、それによりましてざっと平成25年度の実績から試算したところ、多くて5,000万円くらいの繰入金が当面必要ではないかなということ。ただ、それは今後企業努力、またさらに経費節減によって減少する計画で進めていきたいというふうに思っております。

それから、臨時職員の処遇ですけれども、正職員につきましてはご承知ように市の職員でありますので、それぞれ新市立病院、大和病院への異動等も当然含めて考えていきたいと思いますが、臨時職員につきましては基本的には単年度契約であります。ただ、こういう事情によりまして、長年お願いしてきた臨時職員をすぐ解雇するということではできませんので、その専門性等を生かした職場へのあっせん等も相談に乗るという形で対応していきたいと思えます。新

しい病院、大和病院も含めた中で検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 一番の原因は病床があるためというような説明がずっとあったわけで、それがなければというような話でしたが、それでも5,000万円くらいになるだろうと、こういうことです。やはり、地域が望む診療所あるいは医療機関ということになりますと、何とかそれがペイできるような医師をはじめ、あるいは患者とか、医療資源ですよ、それをうまく引き立たせて、ここを核とした形で医療行為ができるという形を模索していかないと、ただ縮小していだけであると自然消滅を迎えてしまう。採算だけの話でいくとこういうことになってしまうので、その辺をひとつ今、答えられれば答えていただきたいのですけれども、ちょっとそういった形がないとかがなものか。

民間でもそうなのですよ。民間の診療所でも、やはり人気あるいは専門性、そういうもので頼りになる、そしてかかりつけの医師になるということだと思し、スタッフともどもであります。そういったところの意気込みをちょっと聞いておかなければならないかなというような感じがしますが、いかがでしょうか。それと……。

○議 長 簡潔と、大綱質問ですのでわきまえてお願いします。

○岡村雅夫君 はい。それと職員の問題については、やはり医療機関でこうした形になってきたわけでありますので、それを継続できるような処遇を考えていくべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 無床化後の運営につきましては、議員がおっしゃるとおりでありまして、中之島診療所は黒字を出して市のほうに還元をさせていただいているわけでありますから、やはりそういう形を目指さなければなりません。きのう城内で説明会をやらせていただきましたが、大変厳しいご意見を賜りました。医者も看護師もみんな2流だ、3流だと、こういうくらいのご指摘もいただきまして、やはり医師を含めた医療スタッフの質の向上、それから接遇、こういうことも厳しくやはり指摘をしていかなければならないと思っております。必ず黒字化にもっていきたいと思っておりますが、何せ医者とスタッフが大きく影響するわけでありますので、これらの教育的な部分についても、きちんとやっていきたいと思っております。

それから、職員の臨時の方の処遇は確かにそういうことであります。この城内診療所もまだ臨時が全然全て要らなくなるという状況ではありませんので、そういう対応も含めて極力きちんとしたまた職場のほうに就いていけるように、我々も支援をしてまいりたいと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第71号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第3、第72号議案 平成25年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 第72号議案 平成25年度南魚沼市下水道特別会計決算認定について提案理由を申し上げます。平成25年度は前年度、新潟・福島豪雨災害復旧作業を優先するため、下水道事業費を抑制したものを平成27年度面整備完了に向け、事業費を通常ベースに戻したため、前年度比較で大幅な増額予算での執行となりました。また、平成26年度前倒し分として3月定例会でご決定いただいた国の補正分6億5,000万円は、全額未契約で繰り越し、既に発注済みとなっております。

大和地域では公共下水道事業として基幹病院関連の管渠整備と管渠耐震補強、大和クリーンセンターの耐震診断及び施設設計計画の見直し業務を実施いたしました。六日町地域では余川、川窪、欠ノ上、君帰、四十日新道、五日町地区などで管渠整備を実施し、上の原処理区は流域関連下水道への統合が完了いたしました。塩沢地区では沢口、上神字、宮野下、泉盛寺、石打地区などの管渠整備と塩沢地区で管渠の耐震工事を実施いたしました。

浄化槽整備事業では21基の浄化槽整備と、京岡新田地区で臭気対策のための集合管整備を実施いたしました。農業集落排水事業では、家屋新築等に伴う公共柵設置工事を実施いたしました。さらに下水道接続補助事業、実績では208件ありますが、この継続実施、あるいは不明水対策など下水道事業投資効果を高める事業を実施した結果、平成25年度末の普及率は前年度比1.5ポイント増の96.4%、水洗化率は前年度比1.3ポイント増の82.8%となったところであります。

平成27年度面整備完了に向けて管渠整備は順調に推移しておりますが、今後も大和クリーンセンターの耐震化や長寿命化対策も含め、国の動向を的確に把握し、予算確保に努めてまいります。また、農業集落排水10処理区の流域下水道編入のための下水道事業計画変更業務や、浄化槽区域及び流域下水道処理区域内におけるディスポーザー認可などについて引き続き国県との協議を進めてまいります。

その結果であります。歳入総額は54億8,095万円、歳出総額54億2,797万円となり、差引形式収支5,298万円から翌年度繰越明許費一般財源385万円を差し引いた実質収支額は、4,913万円となったところであります。概要につきまして企業部長に説明させますので、ご審議の上認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 企業部長。それでは第72号議案についてご説明を申し上げます。

別紙の資料の9ページをお開きいただきたいと思います。歳入であります。1款分担金及び負担金であります。決算額7,498万円となりました。1,106万円、17.3%の増ということになりました。前年比17.3%の増であります。新規賦課件数の増によるものでございまして、平成24年度の新規賦課が30件でありましたが、平成25年度の新規賦課は152件ということによる伸びでございます。

不納欠損でございますが、執行停止3年の後時効となったものにつきましては、23件、14人

分であります。無財産、倒産、生活困窮、死亡等の事由によるものでございます。収納率でございますが、現年度分で前年比 3.4 ポイントの伸びとなりまして 95.9%、滞納分につきましては前年度比 1.2 ポイントの伸びとなりまして 26.2%となりました。

2 款使用料及び手数料であります。9 億 9,411 万円であります。平成 24 年度比較で 761 万円、0.8%の伸びとなっております。ほとんど事業が終了しております公共下水道、それから事業が終了しました農業集落排水につきましては、水道使用量等が減っているということに比例をしまして、前年比マイナス 0.7%というふうになっております。一方、特環でございますが、事業が進捗しているということでございまして水洗化率の向上等によりまして、平成 24 年度比 4.6%の伸びとなりました。

不納欠損は総額で 78 万円、件数で 73 件、47 人分ということであります。収納率でありますけれども、現年度分が前年度と比較しまして 0.1 ポイント伸びの 99.1%、滞納分につきましては前年度比 3.3 ポイントの伸びとなりまして 40.1%となっております。

3 款であります。国庫支出金 8 億 622 万円となりました。前年度比 1 億 7,792 万円、28.3%の伸びとなっております。今年度平成 25 年度は平成 24 年度からの繰越分 2 億 1,859 万円を含み、調定額 11 億 4,477 万円となりましたが、収入済額が 8 億 622 万円となっております。残りの 3 億 3,855 万円は 26 年度への繰越分ということになっております。

4 款であります。県支出金、1,089 万円、平成 24 年度比で 240 万円、18.0%の減となっております。農業集落排水整備事業費の 12%相当額を 15 年の分割とします県単の償還費補助制度ということで農集の 13 処理区中平成 25 年度は 4 処理区分が該当となっております。

5 款繰入金であります。19 億 7,831 万円の決算となりました。平成 24 年度比較で 1 億 9,019 万円、10.6%の伸びとなりました。これは歳入で賄いきれない不足相当分につきまして一般会計から繰り入れるものでございまして、総額の 96.5%はルール分ということになっております。この 10.6%の伸びの原因であります、下水道事業費の大幅な伸びということが要因となっております。

8 款の市債であります。15 億 3,060 万円の決算であります。平成 24 年度比較で 7,080 万円、4.8%の伸びとなりました。昨年度比較で事業費が減となっております公共下水道事業債で 1 億 1,420 万円の減、一方、事業費が大きく伸びました特環下水道事業債では 2 億 1,570 万円の増となりました。全体では先ほど申し上げました 4.8%の伸びとなったものでございます。また、調定額と収入済額の差 3 億 6,170 万円につきましては、平成 26 年度への繰越分ということになります。

その他の款の合計であります、8,582 万円となりました。平成 24 年度比較で 3,689 万円、30.1%の減となりました。増減の内容でございますが、前年度繰越金で 5,233 万円の減、それから雑入では六日町の市民病院の関連の施設補償料 1,580 万円の増などによるものでございます。

10 ページをお願いいたします。10 ページの歳出であります。1 款の総務費、2 億 4,312 万円となりました。平成 24 年度比較で 1,485 万円、5.8%の減となっております。執行内容でござ

いますが、ほぼ平成 24 年度並というふうになっております。増減の主な内訳でございますが、人件費が 800 万円ほどの減額、それから一般会計の繰出金 3,856 万円ほどの減、それから消費税の平成 25 年度分の中間納付分 2,970 万円の増ということで、最終的には平成 24 年度比較で 1,485 万円ほどの減額となったものでございます。

2 款施設管理費であります。6 億 3,687 万円、3,204 万円、5.3%の伸びとなっております。処理場や管路などの維持管理経費で、基本的にはほぼ平成 24 年度並の内容となっております。流域下水道の負担金、あるいは修繕費、それから上の原処理場を廃止をしたことによります汚泥の引き抜きなどによりまして前年度 5.3%の伸びとなったものでございます。

3 款であります。下水道事業費 18 億 9,670 万円、24 年度比較で 4 億 4,879 万円、31.0%の伸びとなりました。平成 24 年度比較で大幅な増額決算となりました。内訳でございますが、公共・特環及び流域を合わせた下水道事業費で 3 億 9,742 万円の増、浄化槽事業費でも京岡新田の臭気対策事業などで 4,070 万円の増となったものでございます。

4 款公債費 26 億 5,126 万円、平成 24 年度比較で 5,746 万円、2.1%の減となりました。元金では昨年度の繰上償還 1 億 444 万円が全てなくなったということで、1.0%、1,946 万円の減額となりましたが、償還のピーク時期を迎えておるといようなことで平成 25 年から平成 30 年頃までは、20 億円前後の償還が続いていくといような状況となっております。一方利子であります。5.3%、3,800 万円の減額ということになりまして、今後 26 年度以降につきましても毎年 3,000 万円から 4,000 万円程度の減額といような見込みとなっております。

以上で説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 いよいよ企業会計に移るまであと 2 年くらいということですので、このところを踏まえてお聞きをいたします。平成 25 年度は使用料が大体 9 億 9,000 万円くらい、それに対して維持管理費が 8 億 8,000 万円くらい、公債費が 26 億円である。不足分については繰り入れと市債で何とか賄っているという構図は従来と変わらずという部分でありますけれども、この構図のまま企業会計に移行するということについては、繰り入れをどうするかという部分はずっと前から問題視をされてきたわけなのであります。この決算の数字を見て企業会計に移行した場合についての繰り入れに対する考え方というものは、どのようにお考えかということをお聞きをします。

それと企業でありますので、収入確保ということで行きますと、つなぎ込みについては 82.8 という報告がありました。これに対してはいろいろな補助金をつけたりということで、100%のつなぎ込みを目指していくという方向でありましたけれども、その方向という中で言うところの平成 25 年の決算の中ではどうであったのかということをお聞きをしたい。

もう 1 つは滞納状況であります。それから、滞納については分担金もありますけれども、3,800 万円ほどある。この部分をどうやって解消していくのか。ゼロにすることはほぼ不可能でありましょうけれども、この滞納整理についても考え方もきちんとしていないと、企業会計に移行したときに非常に問題が出てくるのではないかと思いますので、この数字を見てのお考えをお

聞きします。

それと、不明水の問題であります。不明水の調査をなされて、この部分をいかに解消しているか。については施設の老朽化も非常に激しいということの中で、この不明水というのは調査をしていけばしていくほどそれに対する補修費というのは多分増えるだろうということでありますので、不明水に対する解決方法については、この決算の数字を見た中ではどうなのかということをお聞きします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 質問が4項目だったと思いますが、1点目であります。企業会計へ移行した場合というようなことではありますが、私どものほうでの、企業会計に移行した場合の想定の数値をつくっております。その中では平成25年度決算を見ますと、ルール分は除きましてルール外の繰り入れを大体1億3,000万円から1億4,000万円くらいしないと、収支が均衡しないというような状況であります。さらに、その1億数千万円の一般会計からの繰り入れをもらったとしても、将来的ないわゆる施設の更新費用だとかそういったものの財源留保といいますか、そういうものが全くできない状況であるというようなことです。今のまま移行したとしても非常にやはり数値的には厳しいものがあるだろうというふうに考えております。それを何とか少しでも一般会計からのルール外の分を減らせるようにということで、今一生懸命やっているところでございます。

それから、接続の関係ですが、水洗化の関係だと思えます。接続補助がおかげさまで26年度でちょうど3年目ということで終了年度になっているわけですが、今年度の状況を見ますと接続補助の申請数がすごく伸びている。昨年度、平成25年度では、先ほど市長が申し上げましたが208件の実績ということでありましたけれども、平成26年度では7月末で290件の申請があるということであります。接続補助制度の最終年というようなこともPRをしておりますので、そういった中で非常に市民の皆さん方に、接続を早くしなければいけないというような意識があるのではないかなというふうに思っています。引き続きPRをしていきたいというふうに思っております。

一応接続率、水洗化率については、総合計画の中の数値目標で平成26年度で85%ということを目指していたわけですが、残念ながらちょっと85%までには非常に難しいかと思えますが、できるだけ85%に近づくように一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

それから、滞納の状況ということでもあります。解消ということはまず全く100%なくなるということは非常に難しいとは思いますが、私どもも今までは臨戸徴収で納入をお願いしていたわけですが、けれども、今後はできれば税などの方法と歩調を合わせた中で、もうどうしても支払能力のある人については、差し押さえだとかそういったようなことを重点的にやっていきたいというふうに考えております。引き続き非常に生活が厳しいという皆さん方については、分納だとかといったことで少しずつというようなことでも、収納率を上げていきたいというふうに考えております。

それから、不明水であります。不明水につきましても平成24年度から原因だとかそういっ

たものを全部調べておりました、本年平成 26 年度が一応最終年度ということになります。不明水の解消の方向ということになりますと、どうしても今、一番不明水が発生している要因というのが、マンホール周りのところから水が浸入していくということです。マンホールだけでも今、大体市内でもって 2 万個程度あります。マンホール周りを修理するだけで、大体 20 万円から 30 万円くらいの費用がかかるということです、単独でマンホール周りの 2 万個分を全て修理をしていくというのは、非常に難しい話です。できれば補助事業を採択しながらそういったことで進めていきたいということで、下水道の管とマンホールの長寿命化というようなことの方向性を今、模索をしております、そういった中で国の補助をもらいながら、少しずつ不明水率を少なくしていくような格好で努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 16 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 はい、わかりました。滞納状況について一言ですけれども、調定額が増えました。それに対して収入未済額が減っているということで、滞納については非常に健闘なさっているのではないかなということで評価をしているということをおし添えて、質問を終わります。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 18 番。私は 1 点、今、農集のつなぎ込みということが順次計画されているようでありまして、市単独でやられておる大和地域ですね、大和地域の処理場の計画、見直し等という話が今ありました。大和地域の農集をつなぎ、そしてまた今、基幹病院絡みで人口が増えていくだろうという予測等を見たときに、今の処理場で何とかペイできるような面積であるか、施設整備がそこで可能かどうかというあたりが、今後問題になっていきやまいかというような感じがしているのですが。

さらにもう 1 点は、私が問題にしておりましたディスプレイですね。これが今、大和地域に許可されているわけでありまして、これが爆発的に増える——今は実績が多分ほとんどないと思うのですが、その実績を聞きたいということと、それがもし増えたとしたならば、下水道対策として、処理場対策として、何らかの含みを持たせた計画が必要なのかどうか、その辺をひとつお聞きしておきます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 農集の関係でございますが、大和地区につきましては三用の北部と南部ということで、2 つの農集の処理施設がありますけれども、そこを最終的には大和のクリーンセンターのほうに持っていくということであります。そして、農集をそういうふうな方向づけにする。それから、魚沼基幹病院そういったような問題もありますけれども、今の状態で何とか処理能力は間に合うだろうという見込みであります。それで、最終的にどうしても間に合わないということであると、今の大和処理場のところに未利用地がありますので、そこでもう 1 基、施設を増設をすることも不可能なことではないというふうには思っておりますけれども、今の状況ですと、そういう増設をしなくても何とか処理ができるだろうというふうな見込みで思っております。

それから、ディスポーザーの関係であります、ディスポーザーにつきましては、今、実績が5件だそうです。それで、県のほうともいろいろ話をしていますけれども、ディスポーザーが仮に30%普及すると、あるいは20%、30%普及したとしても、今の下水道の処理施設、あるいは下水道管への影響というのはもうほとんどないだろうというようなことが、ほかの地区でもそういうふうな実証実験で成果が見られています。うちのほうも、今のごみ処理施設の中の生ごみの関係の20%、30%がディスポーザーのほうにいったとしても、ほとんど処理能力的には影響がないということが出ております。そういったことで、さほど処理能力とかそれから下水道管への影響だとか、そういったことは大きな心配はしていないところであります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第72号議案は産業建設委員会に付託します。

○議 長 日程第4、第73号議案 平成25年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第73号議案 平成25年度南魚沼市水道事業会計決算認定について提案理由を申し上げます。初めに収益的収入及び支出についてご説明を申し上げます。収入では営業収益が給水人口の減、あるいは節水機器の普及等により、前年度比1.8%減、営業外収益においても平成25年度より広域化分繰入金金が皆増となりましたが、高料金対策繰入金の減額が大きく、前年度比17%の大きな減額となったことで、水道事業収益としては前年度比5.3%減の20億9,708万円となりました。

支出では営業費用で維持管理経費の節減、あるいは放射性物質関連経費の減額などによりまして、前年度比1.4%減、営業外費用でも企業債利息の7.0%減などによりまして、水道事業費用としては前年度比2.6%減の18億2,888万円となりました。収益的収支の本年度経常利益は2億6,714万円、これに特別利益あるいは債権放棄などを差し引きした当年度純利益は2億6,819万円となり、前年度末未処分利益剰余金を加えました当年度末未処分利益剰余金は、9億2,473万円となったところであります。

次に資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。収入ではこれまでの建設改良費の財源に充当する企業債に加え、新たに資本費平準化債3億5,600万円が皆増、また、他会計出資金において新たに広域化対策繰入金7,780万円が皆増となったことによりまして、前年度比36.5%増の7億1,320万円の決算となったところであります。

支出では第一次拡張事業費において前年度比11.2%減、改良費では26年度への繰越事業が多くなったことによりまして、前年度比49.6%の大幅な減額決算となりました。資本的収入7億1,320万円に対し、資本的支出は15億9,958万円となり、収入が支出に対して不足する額8億8,638万円につきましては、過年度損益勘定留保資金等で補填することで決算を調整いたしました。概要につきましては水道事業管理者に説明させますので、ご審議の上認定賜りますようお願いいたします。

願い申し上げます。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは第 73 号議案について説明を申し上げます。

水道事業の決算書の 1 ページ、2 ページをお願いいたします。消費税込みの報告書となっております。1 ページ、2 ページであります。収益的収支の収入でありますけれども、いまほども市長が申しあげました給水人口の減あるいは節水等によりまして、前年度比 1.8%の減となりました。営業外収益では一般会計繰入金のルール分の減などによりまして、前年度比 16.9%の大きな減となりましたことで、水道事業収益としては 5.2%、21 億 8,238 万円の減となっているものでございます。

支出であります。営業費用は前年度比 1.4%の減ということで、執行内容はほぼ平成 24 年度並というふうになっております。営業外費用につきましては利息の減などがありまして、4.1%の減、水道事業費用としましては前年度比 2.1%減、18 億 9,888 万円となりました。また、支出予算の予備費支出及び流用につきましては、いずれも消費税納付額に不足が生じたため流用・充用で対応をしたものでございます。

めぐりまして 3 ページ、4 ページをご覧いただきたいと思っております。資本的収支であります。資本的収入につきましては、企業債で資本費平準化債の皆増、それから一般会計繰入金のほうで広域化対策の繰り入れの皆増がございました。ほか分担金それから国庫補助金などの皆増などで、収入全体では前年度比 36.5%増、7 億 1,320 万円の決算となったものでございます。

支出であります。建設改良費で前年比 38.5%の大きな減となっております。この 38.5%の減の理由でございますが、予算繰越が 1 億 4,294 万円のほか、浄水場の今後といいますか、そういったものを勘案しまして不急な事業を先送りしたということによるものでございます。

企業債償還金では、償還のピーク時を迎えておるということで、前年度比 0.9%増となっております。次年度は償還のピークということになりますけれども、平成 29 年度までは 12 億円を超える償還額が続くというような状況となっております。

6 ページをお開きいただきたいと思っております。消費税抜きの損益計算書となります。本業であります営業利益であります。料金収入の減などにより前年比 4.5%の減というふうになっております。営業外収益でも一般会計繰入金で 9,100 万円の減など、純利益は前年度比 20.3%減の 2 億 6,819 万円となり、当年度の未処分利益剰余金は 9 億 2,473 万円となったものでございます。

めぐっていただきまして 7 ページ、8 ページをご覧いただきたいと思っております。剰余金の計算書でございます。3 月議会で決定をしていただきました資本金の額の減少等によりまして、資本金が前年度より 128 億 3,744 万円の減となる一方、資本剰余金では 122 億 8,154 万円の増となり、129 億 5,846 万円の残高となったものでございます。また、下の段ですが、剰余金の処分計算書でございますが、いずれも議会議決あるいは条例による処分はありませんでした。

めぐりまして 9 ページ、10 ページをご覧いただきたいと思っております。貸借対照表であります。資産の部、固定資産の明細につきましては、この決算書の 29 ページ、30 ページに明細が載って

おりますので後ほどまた参考に見ていただければと思っております。

流動資産の内訳につきましては記載のとおりでございますが、未収金1億5,146万円は5月末現在では7,675万円となっているものでございます。

それから負債の部、流動負債の内訳でございますが、記載のとおり2億6,959万円でございます、負債合計で3億359万円となっております。

資本の部でございますが、資本金で先ほど説明したとおりであります、平成26年度からの制度改正の関連でございまして、引継資本金が122億4,072万円の減となりまして、資本金合計では243億9,677万円となっているものでございます。また、剰余金でございますが、資本剰余金におきまして引継資本金の減額相当部分が、資本剰余金のそれぞれの区分ごとに配分をされているということで、資本剰余金の合計、129億5,846万円の大きな伸びとなっているものでございます。

以上資産の部、それから負債・資本の合計のいずれも386億4,456万円で一致をしているものでございます。

13ページ、14ページをご覧いただきたいと思っております。水道事業の報告書でございますが、平成25年度の大きな変更点は、3点ほどでございます。1点目でございますが、一般会計繰入金について広域化分が新規計上されたということで、平成25年度はルール分100%の繰り入れとなっているものでございます。2点目でございますが、新規であります資本費平準化債3億5,600万円ということで、将来の水道事業の運営資金に不足が生じないよう資金の留保に努めたところでございます。それから、最後3点目でございますが、水道事業の認可変更を行ったということです。認可変更の内容でございますが、給水区域の拡大、水源増設を行うとともに、この水道事業の認可目標年次を今現在は平成25年度であったわけですが、それを平成40年ということで変更しまして、人口推計あるいは水道の実績等を勘案しまして、平成40年の見込み推計値を計画給水人口8万1,820人から5万3,555人、1日最大給水量を6万9,809立米から2万5,848立米とそれぞれ大きく減少をすることといたしました。

15ページ以降につきましては参考資料ということで載せてありますので、後ほど見ていただきたいと思っておりますし、21ページ以降につきましては収支明細書、それから29、30は固定資産の明細書、31ページ以降は企業債の明細書となっておりますので、後ほど参考にご覧をいただきたいと思っております。以上で平成25年度水道事業会計の概要について説明を終了いたします。

○議長 次に監査員の監査報告を求めます。監査委員。

○監査委員 おはようございます。それではお手元の南魚沼市公営企業会計決算審査意見書をご覧いただきたいと思っております。1ページ目でございますが、平成25年度南魚沼市公営企業会計決算審査の報告を行います。審査の対象につきましては、平成25年度南魚沼市水道事業会計決算でございます。審査の期間ですが、平成26年6月13日から平成26年8月18日まででございます。審査の方法につきましては、審査は各事業会計の決算処理が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びに各企業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、その経営の内容を分析いたしました。

審査にあたっては、決算書類と会計諸帳簿、証書類との試審、照合及び関係職員からの説明を聴取して審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された水道事業会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ係数は水道事業会計の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

2 ページをご覧いただきたいと思います。審査意見といたしまして、水道事業会計でございますが、業務関係では先ほどお話がありましたように、当年度の大きな動きは厚生労働大臣に事業認可の変更を行い、認可を受けたことであります。その内容は水道未復旧地区である蛭窪地域への給水区域の拡大と栃窪・岩ノ下地区の水源の増設であります。また計画書元の変更については、計画目標年次の平成 40 年度で、計画給水人口が 8 万 1,820 人から 5 万 3,555 人に、計画 1 日最大給水量が 6 万 9,809 立方メートルから 2 万 5,848 立方メートルに、計画 1 日平均給水量が 3 万 9,453 立方メートルから 1 万 9,903 立方メートルと、それぞれ大幅に減少するものであります。

今後の課題といたしましては、過剰施設の縮小、廃止をどのように進めるか、経費の削減を図るかということですが、こうしたことから平成 21 年 3 月に作成された南魚沼市水道ビジョンの見直しを行いました。その内容については、今後の水道事業経営が厳しい状況にあることから、施設の適正規模への見直しや水利の多目的利用などの施策を掲げ、今後の 10 年間を見据えたものであります。また、昨年来進めている非常用・緊急用水源の確保については、危機管理対策の一環として取り組み中ではありますが、二重投資とならないよう将来のブロック別配水方式も想定し、事業化を進めていただきたいと思っております。

工事関係では、昨年に続き道路工事や下水道工事との同時施工により経費の軽減に努めております。また旧簡易水道の蛭窪地区の管路更新については、国庫補助事業により行ったものでございます。設備工事については大月送水ポンプ場の更新、浄水場では急速攪拌機及び残留塩素計の設置を行い、安定給水や浄水機能の向上を図りました。

利用概況について説明します。平成 26 年 3 月末現在の給水人口は 5 万 8,424 人で前年度より 567 人の減、給水件数は 2 万 3,426 件で前年度より 49 件の減となっております。水道普及率については 97.5%と前年度より 0.1 ポイント上昇いたしました。わずかながらですが改善が図られました。年間有収水量は 655 万 8,563 立方メートルで、前年度比 98.4%、給水収益は 16 億 3,614 万円で前年度比 97.9%となりました。有収率は 79.6%で前年度より 0.1 ポイント上昇しました。先ほども言いましたように節水が進んだことや少子化などで、今後とも有収水量の減少は引き続き続くものと思われまます。

経営状況でございますが、事業損益を見ると、事業収益 20 億 9,709 万円、事業費用 18 億 2,889 万円で、2 億 6,820 万円の当年度純利益となり、前年度の繰越利益剰余金 6 億 5,653 万円を加えた当年度の未処分利益剰余金は 9 億 2,473 万円でございます。今年度の給水収益は 16 億 3,614 万円で、有収水量の減少により前年度より 3,499 万円の減収となりました。収益のうち一般会計からの補助金、高料金対策、水源開発、広域化対策の繰入金等については合計で 3 億 7,580

万円で、今年度より繰出基準どおりの繰り入れが行われましたが、前年度より 9,113 万円の減となりました。補償金免除繰上償還の効果や水源開発、広域化等の大規模投資事業分の企業債の償還が進んできたことにより、繰入金も減少傾向が続くものと思われます。高料金の最大の要因であります企業債、当初施設の建設に係る企業債ですが、この元利償還金は、元金 12 億 6,887 万円、利息 3 億 6,028 万円、合わせて 16 億 2,915 万円で、主たる事業収益である給水収益 16 億 3,614 万円とほぼ同程度の額が返済金に回っているという状況でございます。したがって、資金は一般会計からの繰入金及び企業債残高が減少することを前提に本年度より資本費平準化債の借り入れを行うことで確保に努めております。

収益に関する比率を見ますと、総費用に対する総収益の割合で、営業活動の成果をあらわす総収支比率は 114.7%、営業収支比率は 114.2%といずれも前年度と比べて低下しております。この要因は費用も減少したものの、それ以上に給水収益や一般会計補助金との収益が減少したものであるものと見られます。

次に資金繰りに関する比率を見ますと、200%以上が理想値とされる流動比率は 715.2%、100%以上が理想値とされる当座比率は 495.1%、20%以上が理想値とされる現金預金比率は 439.0%といずれも理想値を大幅に上回っております。

むすびでございますが、近年自然災害が多発しており、危機管理体制の強化や非常用水源の確保等深刻な課題も非常に多くあります。当初建設費の負担が大きく高料金の要因となっており、料金改定については引き上げ等は困難な状況であります。資金繰りについても当面資本費平準化債を活用しながら財政運営を行わなければならない、依然厳しい状況が続くものと思われまます。未収金対策、人員の見直し、下水道工事との同時施工に伴うコスト削減、逆ザヤの解消、施設利用率の引き上げ等々、確実に取り組み、成果を期待するものでございます。平成 27 年以降には、医療再編が具体的に進み、魚沼基幹病院を核としたメディカルタウン構想も具現化してくるものと思われまますので、給水先の増加も期待できることから、引き続き安全安心な水の供給に努めていただきたいというふうに思います。

なお、詳細については 6 ページ以降 37 ページまで記載してありますので、ご覧いただきたいと思ひます。以上で報告を終わります。

○議 長 質疑を行います。18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 事業認可を行って、その給水人口とかそういった給水量とかを見直しているわけですが、以前私は施設建設のときに、見直しが必要でないかという話をした経過がありますけれども、そういう中では非常に計画変更は補助金返還につながるのだめだと。非常に膨大な費用とあるいはその償還とが伴うので、というような話を聞いたことがあります。今回こういった施設を建設し完了した段階で、いや実はこれだけの規模でよかったんだということをごここで正式にやったわけですが、そうすると今までの経過からして、過大な施設分については利用しないということでありまますので——利用というか縮小して使うということでありまますので、補助金返還等につながるというふうに私は聞いてみなければならないと、こういうことなのですが、いかがでしょうか。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 認可変更の件でございますが、平成24年度までは厚生労働省がその事業の認可変更、いわゆる給水人口だとかそういったものを大幅に増やすことは別なのですが、減らすということについては非常に難しいというような判断をしておりました。それで、平成25年度中に厚生労働省のほうで、人口減——日本中で今人口減になっているわけですが、そういったような問題も踏まえて、正当な理由があれば認可変更は認めるというような文書が来まして、認可変更をした場合については補助金の返還を求めないというような文書が来ております。そういったことに基づいて認可変更を、実績等に基づきまして給水人口だとかそういったものについては減らすべきものはもうきちんとやはり減らしていかなければいけないというようなことで、減らしたものでございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私が当時聞いたときには、要するに必要ない、あるいは計画が過大だったという部分に関しては変更したほうがいいではないかと、こういう話だったのです。今、ではこれを見直したとして、補助金返還もなしと。ということは、では今までやってきたことと今後のメリットというのは、やはりきちんとなぜ変更して、変更することによってどういう効果があるのだというあたりの話が、やはり必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 認可変更することによるメリットというふうなお話ですけれども、メリットとかそういったことではなくて、認可の内容を今の南魚沼市の水道事業の実態に近いものにしていく。そういった意味合いで認可変更を行ったものでございまして、認可変更を行うことによってメリットが出るとか、デメリットが出るだとか、そういったことは私どもは想定はしておりません。実態に近いものに合わせていくということでございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 そして、去年の3月議会で私が言ったのは、水道料はいつになったら下げられるのだと、こういう話をするのですよね。そういった現行に見合った規模に見直すということは、やはり過剰投資だったとこういうことを認めたわけでありまして。それを全部水道料にかけてきたということ、また今後もかけていくということですので、やはり何らかの変更があった、そしてこうだったということをお認めになっているわけですから、何らかの手当をして水道料というものはこういうものなのだとすることを、やはり過剰な水道料ということは避けていかなければならないというふうに私は思うのです。

何らメリットがないということであるとなると、私はやはりちょっとおかしいなというふうに感じました。当然事務方としてみればそういった動きをし、補助金返還などということにならないような手はずをとって、全国的な運動をきちんとするべきだったのではないかというふうに、私は何のメリットもないということを聞かされて感じました。所見があったら聞いておきます。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 何のメリットもないというか、メリットだとかデメリットを想定して認可変更を行ったものではないということを申し上げただけで……（「認めたのだったら、水道料がどうなるのか……。」と叫ぶ者あり）

○議 長 岡村議員。

○水道事業管理者 私どものほうでメリットだとかそういったことを想定しての認可変更ではないということだけご理解いただきたいと思います。水道料金につきましては従前から市長が申し上げていますように、私どもも水道料金を下げられるのであればいつでももう引き下げたいという思いは持っております。けれども、今の状況では、すぐ大幅な水道料金の引き下げだとかそういったものは非常に厳しい状況であるということは、市長もずっと申し上げているところであります。将来に向けて、昔の広域水道のときの借金の償還こういったものが減っていくのが平成33年、34年頃からになりますので、その時期を見据えて、できれば料金の引き下げというものを頭に置いて事業運営をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長 市長。

○市 長 議員が——岡村議員がいつも言っているということだけではないわけであり、この高い水道料金ということは、全てが意識をしております。ただ、議員おっしゃるように一般会計からどんどん繰り入れをして、それで下げろという論には、やはりくみしないということでもあります。今、水道事業管理者は非常に慎重な言い回しをしておりますが、そう遠くない将来に料金がある程度引き下げられるのではないかという部分も出てきております。これはまだ確定的ではございませんけれども、そういうことを含めながら——大幅になどということはなかなかでき得ません。それから、一度岡村さんもご理解いただきたいのですけれども、1回下げているのですね。（「わかる」と叫ぶ者あり）全然下げない、下げないと言いますが下げているのです。それでまた厳しい運営をしてきているということでもありますから、またこれらが実際もう1段下げられるか否か。今、水道事業管理者と鳩首会談をしているところでありますので、これらについては12月あるいは3月議会等におおむねの結論は出していけるだろうと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず損益計算書こちらを見てちょっとお伺いしたいのですけれども。給水収益が16億円、当年度の純利益が2億6,800万円というこの部分だけ見れば、大変な優良企業でありますよね。その内情は他会計からの繰入金金が3億6,000万円近くあるという部分であるわけですね。こういうのを見ると、以前から一部あるいは全部であろうけれども民間委託ということもこの平成25年度決算数字を見た中で、水道事業のほうの中では民間委託についてはどのような結論になったのかなという部分をお聞きしたい。

それから、貸借対照表に目を移しますと、現金及び預金が11億8,000万円。予算の段階では9億5,000万円くらいであろうという部分でありましたが、平成25年度中に資本費平準化債3億5,000万円の借入を行った。この一部分が現金で残っているというところであるわけなので

ありますけれども、減価償却費が9億6,000万円というこの部分については、来るべき更新に備えて内部留保としてとどめておかなければならないのが、毎年9億円くらいはなければならぬという部分であるわけですが、それに比べてはるかに少ない。こういう状況を見ればとても民間で引き受け手があるかという、そうではないだろうという部分があります。

先ほど水道事業の計画のほうを変更して、平成40年度までということでありました。更新ということで懸念をしているのは、水道ビジョン、改訂された水道ビジョンの中でもこの施設の設備であったり、機械等の更新の需要のピーク、これが平成30年代後半から平成45年頃になるだろうという見込みを立てた中でこの水道ビジョンを立てているわけでありますよね。平成40年までの計画ということになってきたわけです。そうすると、来るべき更新に備えた費用という面からいくと、非常に厳しい数値というものがこの貸借対照表の中からも出てきているということであろうと思います。水道ビジョンの中でそのピークは出ていますと、それを合わせた計画変更であるということでありますけれども、それに備えた中でのさらなる水道ビジョンの改定というのはあるのかどうかということ、またお伺いしたい。

もう1つは先ほどもお伺いしましたが、滞納の問題であります。滞納。未収金1億5,000万円でありますけれども、現年度分の水道料、平成25年度については、4,531万円の滞納がある。以前からは5,992万円ということがありました。ついに1億円を突破したわけでありますよね。5月末でという数字もおっしゃいましたが、毎年いただくこの時期の貸借対照表から見れば、確実に増えているということであります。これは企業として非常にゆゆしき問題であるわけであります。確か収納の対策員ということで、平成24年までは2名お願いしておると、平成25年度は1名に減ということで臨んでいる。コンビニ収納が増えているからというものがありましたけれども、そういうところの影響も徐々に出てきているのではないかと思いますけれども、以上をお伺いします。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 最初に民間委託の関係でありますけれども、民間委託につきましては、従前から少しずつお話しはしてまいりましたが、平成27年度から今の水道業務のつなぎをやりますが、料金の収納関係、それから滞納整理の関係、そういったものについて平成27年度から民間委託をしていきたいということで今、準備を進めているところであります。それで、平成27年度から民間委託をすることによりまして、水道のほうの人件費といいますか、職員は3名ほど少なく済むだろうというふうに一応見込んでいます。

それから、民間委託の関係で水道事業全体というようなことですが、なかなか今の水道事業全体を民間委託している自治体というのが、全国的に全くないわけではありませんけれども、ほとんどないというようなことです。現実的には非常に水道事業全体を民間委託をしていくということは、今のところ難しいのですが、私どものほうで今、民間の業者のほうから1社、自分たちのほうで水をつくって南魚沼市の水道事業に水を売るということをしたいのだという申し出を受けております。その辺のお話もちょうと聞きながら、そうした場合に今の水道事業の内容がどういうふうな格好になるのか。水道事業とすれば受水費という格好で水

を買って、それを皆さん方のほうに配水をするというような方式になろうかと思えますけれども、それで本当に水道事業がきちんと成り立っていくのかどうなのか。あるいはリスク管理だとか、そういった問題もございますので、十分慎重に検討していきたいというふうに思っております。

それから、更新のピークということでもあります。施設あるいは機械関係の更新というようなことでもありますけれども、これも前々から申し上げているとおり平成 35 年から平成 40 年代の初めにかけてピークというような格好になりますが、その更新費用が 100 億円という非常に大きな数字になります。今のこの水道事業の中で 100 億円というその費用を捻出するということは非常に難しいというふうに考えております。従前から申し上げていますように、できれば今の浄水場をできるだけ縮小、あるいは最終的に廃止までできるのかできないのかはちょっとはつきりわかりませんが、先ほど申し上げましたように補助金の返還というようなそういうハードルもなくなってきておりますので、廃止もにらんだ中で今の浄水場の施設関係、それから機械関係、どういうふうな格好で更新をしていくのか、あるいは更新をしないで別の方法でできるのかということは、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

その辺の方向が出た段階では当然のことながら、今の水道ビジョンの見直しは行わなければいけないというふうに思っておりますし、もう 1 つ、今年度中に従前から申し上げておりますように、平成 26 年度からの会計制度の変更がございましたので、そういったことも含めた中で財政計画の見直しを、できればこの平成 26 年度中に行いたいというふうに思っているところであります。

それから、滞納の関係であります。増えているというふうなお話でありますけれども、増えていることは確かに事実であります。私どもも 4 か月未納になりますと、給水停止というふうなこともやっているわけですが、実際に伺うと非常に内情が厳しい家が多いというふうなことで、無理やり剥ぎ取るというふうなこともできませんので、少しずつ分納をしていただいているというのが現実であります。

なかなか急激な成果には結びつきませんが、先ほど平成 27 年から料金の収納管理あるいは滞納整理、こうしたものを民間の業者のほうに委託をするというお話を申し上げましたが、そういった中で民間の業者とよく打ち合わせをする中で、きちんと——何て言いますか、分納はもちろんですけれども、水道料金が払えるのになかなか払っていただけないというふうな皆さん方については、ある程度法的な手段というのも視野に入れた中でちょっとやっついていかないと、いつまでたってもこの分というのはいくらも減っていきません。そういったことをちょっと民間の業者の皆さん方と打ち合わせをしながら、平成 27 年からはちょっとその辺のところを具体的に進めていきたいというふうに思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 73 号議案は産業建設委員会に付託します。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開は 11 時 20 分といたします。

[午前 11 時 03 分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午前 11 時 20 分]

○議 長 日程第 5、第 74 号議案 平成 25 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 74 号議案、平成 25 年度南魚沼市病院事業会計決算認定について提案理由を申し上げます。まず概況を申し上げます。ゆきぐに大和病院では平成 25 年度も医師確保に努めてまいりましたが、平成 24 年度末で整形外科医師 2 人の退職があり、さらに 6 月末で非常勤の眼科医師 1 人が退職されるなど、医師確保は思うに任せない状況が続いております。その一方で 4 月には内科医師 1 人を採用することができ、限られた医師数の中ではありますが、地域医療の提供と充実に努めてまいりました。

このような医師の充足状況から業務量を見てみますと、入院患者におきましては、内科は前年度に比べ増加しましたが、整形外科では大幅な減少となり、入院患全体では前年度比 96.6%と前年度を下回る結果となりました。また、外来患者におきましては、整形外科及び眼科で医師数の影響で前年度に比べ大幅に減少したところから、外来患者全体で前年度比 95.5%とこれも前年度を下回る結果となりまして、当初予定には入院患者、外来患者とも届かなかったところであります。

決算の状況につきまして、病院事業会計の収益的収支のうち大和病院事業分は収入が税抜 36 億 6,974 万円、支出が 37 億 298 万円となりまして、単年度の純損失は 3,324 万円となったところであります。これに新病院事業分の新市立病院建設業務の一般会計への委託及びコンサルティング業者への委託業務から生じる消費税を加えますと、病院事業会計全体の支出は 37 億 2,100 万円となり、病院事業会計全体では単年度で 5,126 万円の純損失を計上することとなりました。これに前年度の繰越欠損金を加え、累積の繰越欠損金を 11 億 6,423 万円としたところであります。

また、資本的収支でありますが大和病院事業分につきましては税込で、収入は 1 億 1,014 万円、支出は 1 億 4,741 万円となりまして、3,727 万円の不足が生じましたが、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

新病院事業分につきましては税込で収入、支出とも 4 億 2,159 万円で不足は生じておりませんが、5 億 5,639 万円を継続費逓次繰越として翌年度へ繰り越させていただきます。概要につきましては大和病院事務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは平成 25 年度 南魚沼市病院事業決算の概要につきましてご説明を申し上げます。決算書の 1 ページ、2 ページをご覧くださいと思います。

収益的収入及び支出で税込の額です。収入では1款のみですが、大和病院事業分になります。前年度比98.1%の36億8,970万円の収入決算となりました。減額となりました主な要因は患者数の減少と一般会計繰入金の減額によるものです。

次に支出です。1款の大和病院事業分では前年度比99.0%の37億2,234万円となりました。減額となりました主な要因は、非常勤医師数の減によります賃金の減と給与費の減、高額医療器械の除却——平成24年度はMR I等の除却がありましたが、平成25年度はなかったことによります資産減耗費の減によるものです。

2款は新病院事業分として1,801万円の支出がありますが、消費税によるものです。

収支差引では5,066万円の損失となります。

3ページ、4ページをご覧くださいと思います。資本的収入及び支出、税込になります。平成25年度から大和病院事業分と新病院事業分にかけて計上しております。収入では大和病院事業分においては企業債の減及び一般会計からの繰入金の減によりまして、前年度比45.3%の1億1,014万円となり、新病院事業分においては新病院建設が本格的になってきたことによりまして企業債、繰入金とも増となり、県からの補助金もあり前年度に比べて大幅増の4億2,159万円となっております。

支出では大和病院事業分においては、高額医療器械等に係る建設改良費の減及び企業債償還が終わったものがあることによります企業債償還金の減によりまして、前年度比49.6%の1億4,741万円となり、予算に対し不用額は868万円となっております。新病院事業分におきましては、新病院整備委託等建設改良費が4億2,159万円、翌年度繰越額5億5,639万円となり、予算に対し不用額は756万円となっております。収入が支出に対して不足する額3,727万円につきましては、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

6ページをご覧ください。損益計算書です。税抜の表示となっております。医業収益は31億9,182万円、介護保険収益は4,874万円となり、医業費用の36億3,109万円を差し引きしました医業損失は3億9,052万円となります。医業外収益は4億2,917万円、医業外費用は8,947万円で経常損失は5,083万円となります。これに過年度損益修正損、過年度の診療費不納欠損等ですが、43万円を合わせますと、当年度純損失は5,126万円となり、前年度繰越欠損金が11億1,297万円となっておりますので、当年度末未処理欠損金は11億6,423万円となります。

7ページ、8ページをご覧くださいと思います。剰余金計算書及び欠損金計算書（案）でございますが、記載のとおりとなっております。

9ページ、10ページをご覧ください。貸借対照表です。まず資産の部です。固定資産は有形、無形の固定資産合計で27億8,300万円となっております。明細につきましては35ページ、36ページの固定資産明細書を後ほど参考にさせていただきたいと思います。流動資産は現金、預金、未収金、貯蔵品等の合計で12億3,744万円となっております。

負債の部です。流動負債は一時借入金、未払金等の合計で11億2,637万円となっております。

資本の部です。自己資本金に企業債を加えました資本金の合計27億6,578万円に剰余金1億2,828万円を加えた資本金合計は、28億9,407万円となり、負債資本合計は40億2,044万円で

資産合計と一致をしております。

12 ページをご覧ください。平成 25 年度南魚沼市病院事業の概要総括事項につきましては先ほど市長が説明を申し上げたとおりでございます。

13 ページ、議会議決報告事項及び行政官庁認可事項は記載のとおりでございます。

14 ページをお願いいたします。職員に関する事項でございますが、年度末における職員数は全体として 2 名の増ということになっております。

続きまして 15 ページ、16 ページをお願いいたします。業務量であります。ゆきぐに大和病院における入院患者数は、内科では前年度に比べて 1,679 人、5.5%の増、整形外科では前年度に比べて 3,731 人、31%の減ということになりまして、全体では 5 万 5,742 人で 1,952 人の減、マイナス 3.4%ということになりました。

17 ページ、18 ページでございますが、外来患者数です。整形外科で前年度に比べて 3,128 人の減、13.6%のマイナス、眼科で前年度に比べまして 3,507 人、マイナスの 57.9%となるなど、全体で 13 万 6,309 人で 6,430 人の減となりました。4.5%の減ということになります。

19 ページです。事業収入及び費用に関する事項、これは税抜になりますが、ゆきぐに大和病院では病院事業収益が 36 億 6,974 万円、病院事業費用が 37 億 298 万円で当該年度の純損益は 3,324 万円の純損失ということになりました。

20 ページの重要契約の要旨及び 21 ページの企業債及び一時借入金の概要については記載のとおりでございます。一時借入金につきましては、前年度より 3,000 万円減少しております。

23 ページ以降は税抜の事項別明細となっておりますので、後ほどご覧をいただければと思っております。以上で概要説明を終わります。

○議 長 次に監査員の監査報告を求めます。監査委員。

○監査委員 それでは、平成 25 年度南魚沼市公営企業会計決算の報告を行います。審査の対象につきましては平成 25 年度南魚沼市病院事業会計決算でございます。審査の期間ですが平成 26 年 6 月 13 日から平成 26 年 8 月 18 日まででございます。審査の方法につきましては、審査は各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びに各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、その経営の内容を分析いたしました。審査に当たっては、決算書類と会計諸帳簿、証書類との試査、照合及び関係職員からの説明を徴収して審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された病院事業会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ係数は病院事業会計の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

4 ページをお願いしたいと思います。病院事業会計でございますが、業務状況につきましては、入院業務は一般病床 161 床、療養病床 38 床、外来業務は月曜日から土曜日までの週 6 日制でそれぞれ業務を行いました。平成 25 年度末時点では、医師 17 名で前年度末より 2 名の減であります。前年度末で整形外科医 2 名、非常勤眼科医 1 名の退職があり、当年度に内科医 1 名を採用いたしました。医師不足の状況は 1 名増えましたが、医師不足の状況は依然とし

て変わりなく、限られた医師数の中での地域医療の提供と充実に努めてきました。また、新たな取り組みとして在宅支援ベッドや脳血管リハビリ入院を開始するなど、市民生活を支える医療を展開しながら病床利用率の向上を図りました。結果として業務量は医師の減により入院患者、外来患者とも前年度を下回る結果となりました。

資本的支出の建設改良費は、医療機器として内視鏡超音波生理検査システム、画像処理システム、超音波診断装置等の導入に要した費用でございます。

利用概況でございますが、当年度の延利用患者数は19万2,051人で、前年度より8,382人の減となりました。入院患者数は5万5,742人で、前年度より1,952人の減、病床利用率は76.7%となりました。入院患者のうち一般病床は4万2,095人で、前年度より1,939人の減、病床利用率は71.6%となっております。同じく療養病床は1万3,647人で前年度より13人の減、病床利用率は98.4%となっております。外来患者数は13万6,309人で、前年度より6,430人の減となりました。また、1日平均の入院患者数は153人で前年度より5人の減、外来患者数の1日平均は480人で前年度より26人の減となりました。

経営状況でございますが、事業損益を見ると事業収益は36億6,974万円、事業費用は37億2,101万円で5,126万円の当年度純損失となり、前年度繰越欠損金11億1,297万円を加えた当年度未処理欠損金は11億6,424万円となっております。

医業収支は、医業収益が31億9,182万円で前年度より2,216万円の減、医業費用が36億3,110万円で前年度より2,864万円の減であります。医業損失は4億3,928万円で、医業費用は4億3,928万円であります。特に給与費は医師の減少や国の要請に基づく減額措置により前年度より3,003万円の減となりました。しかし、医薬品が前年度より2,024万円の増となっており、医業収益が落ち込む中、医薬品等の適正管理を図りたいと思います。

企業債の現在高は当年度に7,048万円を償還し、1億2,920万円を借り入れたことから6億3,227万円で、その内訳はゆきぐに大和病院5億4,797万円、新病院事業8,430万円となっております。また一時借入金の当年度末残高は前年度より3,000万円減少し、5億円となっております。運転資金の不足が恒常化しており、新病院開院までには具体的な処理方法等検討願いたいと思います。

収益に関する比率を見ますと、総費用に対する総収益の割合で経営活動の成果をあらわす総収支比率は98.6%、経常収益と経常費用の対比により単年度黒字の目安を示す経常収支比率は98.6%、病院固有の事業にかかわる医業収支比率は87.9%となっております。

次に資金繰りに関する比率を見ますと、短期債務の支払能力や資産の流動性を見る流動比率は、200%以上が理想値とされますが、109.9%、当座資金と流動負債を対比する当座比率は、100%以上が理想値とされるが105.4%、当座資金の調達運用が円滑であるかを示す現金預金比率は、20%以上が理想値とされますけれども、32.6%となっております。

また前年度より新病院事業の収支を明確にするため、会計を分けることになりました。新市立病院整備事業に関する業務は南魚沼市へ委託し、新市立病院の運営の仕組みや流れに関する計画の策定及び医療情報システムの調達等についてはコンサルティング業者へ委託したもので

ございます。

結びといたしまして、隣接する魚沼基幹病院の工事も着々と進んでおり、平成27年6月以降、魚沼基幹病院開院に伴い、魚沼地域の医療再編が加速いたします。既存病院の規模や機能、運営形態を見直し、あらゆる医療を地域内で受けられる体制が確立されます。ゆきぐに大和病院においても在宅支援ベッド、脳血管リハビリ入院を開始し、新たな取り組みにより病床利用率の向上を図っておりますが、当年度は医師が2名減少する中、限られた人材や設備で医療を提供するなど、現場の医療スタッフには敬意を表するものでございます。安心、安全な市民生活を支える医療の提供や病院の運営は、医師や医療スタッフの努力と熱意によるものと考えられます。国は高度医療を提供する病院の強化、病院の役割分担、病院同士の連携強化を打ち出しており、ゆきぐに大和病院の果たす役割はますます重要となってきます。毎年、医師の招聘が最優先課題であります。現状では限られた医師の中で地域医療の充実を図っていかざるを得ないものと思われま。今後とも医師の招聘と合わせ、医業収入の確保や経費の見直しを図り、病院経営の健全化をより一層推し進めていただくよう強く望むものであります。

なお、詳細については38ページ以降に記載してありますので、ご参照願いたいと思います。以上で報告を終わります。

○議 長 質疑を行います。1番・永井拓三君。

○永井拓三君 いろいろとお話を伺っている中で、一番重要なのは医師をどうやって確保するかという点だと思うのですが、今現在19名が2名退職されて17名になっている。全体的に見たら約10%近い医師が減ってしまうという中で、病院経営をしていかなければならない。病院経営をする、それでも何とか医業収入を上げていかなければ、確保しなければいけないということを考えていくと、本当に医師をどうやって招聘するかが課題だと思うのです。今までなかなか医師が確保できないというところの問題点というのは、例えば給与の面なのか、それとも仕事量の面なのか。そこら辺がもしわかっていけば教えていただきたいのですけれども。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 まず、医師が19名から17名になったということですが、ちょっと事情がありまして、19名、前年度末には後期研修の、たまたま2か月の先生が2人おいでいただいた事情がありまして、実質的には1名の減ということでございます。それから医師確保の問題、困難性といいますかそこにつきましては、医師の業務量については、本当にうちの病院ばかりではなくてほかのところに行きましても、先生方、特に勤務医は非常に業務量が多くなっていると、こういうことが実態でございます。

給与につきましても、民間ですと相当高いといいますか高額な給与というところもございませうが、自治体の病院につきましてもそう大きな開きはないかというふうに思っております。大学などに比べますと給与の面だけで言えば、幾らか条件はいいかなというふうに思います。大きな問題は、全国的に医師が不足しているということと、それから臨床研修制度が始まりまして、医師が大きな病院に集まるという傾向が顕著になったということがあります。それに伴い

まして地方の医師が不足をしているということになっております。

その新医師研修制度ですけれども、医学部を卒業して医師免許を取りますと、その後に2年間の初期研修というのがあります。その後、後期研修が2年ございますが、その研修できる病院というのが決まっているといいますか要件がありまして、その病院でないと研修できない。地方の病院に行っても研修ができないというような仕組みになっている関係で、なかなか地方の中小病院に医師が来ないということがございます。

そういうことがありますので、できるだけゆきぐに大和病院としましては、これまでも取り組んできました自治医科大学との連携、それから北里大学との連携を深めまして、その大本の研修病院から関連病院というような位置づけになるような取り組みをずっと取ってきたのですが、そういうことをこれからも取りながら医師確保ができるように、若い先生が来られる条件を整えていくような取り組みをしていくということが重要かと考えております。

先般の特別委員会的时候にも病院事業管理者、院長の宮永先生から報告説明がありましたが、平成27年度病院再編の後の病院長の体制なのですけれども、南魚沼市民病院につきましては、田部井先生という方が病院長になる予定でございます。田部井先生は現在、自治医科大学さいたま医療センターの腎臓科の教授でございますが、今年度末で退職をされて南魚沼市の病院に赴任していただくという話になっております。

新しいゆきぐに大和病院は松島先生が院長になる、南魚沼市民病院の副院長は廣田先生が継続して実質的な体制、対応をとっていくということになります。そういうことで自治医大からおいでいただいた先生が増えると、その関係がより深まっていくというようなことがありますので、かくも含めてそういう取り組みをしながら先生が来られる環境づくりを進めていくということでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 1番・永井拓三君。

○永井拓三君 今、自治体の給与がほかのところとほぼ同じ、もしくは少しよいというようなお話でしたけれども、若手の医師も含めて仕事を選ぶ中で一番重要視されるのは、やはり給与面だと思います。給与面でうちの病院が優れているというふうになれば、ある程度人の目は向いてくると思いますので、今後そういうことも含めて医師確保を進めていただければと思って期待して終わりたいと思っております。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 経営の方針的なことにかかわるかもしれませんので、この場で1点だけお伺いいたします。15ページをちょっと見てもらいますと、一番下段に療養病棟の平均在院日数75.2日があります。これは過去の推移を見ますと去年が156日、その前が173日、その前が196日で、今年度は大変少なくなっていて、これは回転をよくするというようなそういう方針があったのかもしれませんが、まずその実情といいますか、内容をちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 庶務課長。

○大和病院庶務課長 今回の療養病棟の75.2日は、多分昨年150何日とかになっていたかと思

うのですけれども、要はこの計算上の問題がちょっとありまして、要するに今回、一番右の欄ですが、うち療養病棟入院患者数、再掲というのがありますが、去年は多分入院と退院という表示だけだったと思うのです。要はこの転入と転出、要するに転入と転出というのは、院内において一般病棟から療養病棟に行った場合が転入という形になりますし、逆の場合は転出という形になります。そういった中で転入はここで一般病棟から療養病棟のほうへ増えている関係上、これが本来の形の平均在院日数を出す姿でしたので、昨年までの表示がうそとさえ言うそになるのですが、そうではなくてこの形で出してくるのが本来の形。だから、別に減ったというのではなくて、ここへ表示してある計算上からいくと、去年が150幾つになるのですが、院内のやりとりをここで加えていくのが本来の形ですので、これが75.2日ということでここに計算の結果を出ささせていただいております。以上です。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 では、今までの出し方が違うということで、75日というのが大体一般的な在院日数ということで理解いたしました。そうしますと、私が心配して質問したのは、こういう療養病床等に入る方というのは、居場所が75日くらいだと次のところがどうなるのだというような心配があったわけです。前年まで175日という数字がそのままとも受け止められれば、それは175日もいれば経営的にはちょっと苦しいかもしれませんが、患者さんの立場からするといいなと思ったのです。けれども、75日が正しい数字だとすると、その期間で大体入れ替わっていくということなのでしょうけれども、そうなりますと、その分在宅がそれだけ充実してきているか。まだきていないと思いますし、受皿の関係もありますのでそれもまだないと思います。ただ、今、病院の中には地域連携室みたいなのがありまして、そこら辺で患者さんのやりとりがうまく行って、次の場所に行っているのか。もしくは患者さんにもうこのくらいですからほかに変わってほしいというようなことで、患者さん任せでかわっているのか。では、そこのところだけお願いします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 大和病院事務部長。ご指摘のとおり経営的な面とそれから患者さんの都合といいますかが、なかなか一致しないという部分も当然ございます。需要が非常に高いということになりまして、供給にも限界があるということになりますと、どうしても回転ということも出てくるわけですが、それに伴いまして今ほどご指摘もありましたように、在宅支援ということが重要になってくるというふうに考えております。

在宅支援につきましては、今年度新しく在宅医療部門の体制を評価しました。退院調整看護師を配置したり、それから往診の体制も、在宅医療を中心になっていただく医師の赴任も昨年ですか、ありましたので、その先生を中心に在宅医療、在宅復帰をということで取り組みを進めて、開始をしたというところですが——取り組みを進めているところでございます。

それに伴いまして訪問看護、それからホームケアステーション等々の機能も強化をしていくということになっておりますし、今年度、平成26年度の診療報酬の改定でも、在宅復帰へ向けた取り組みに誘導するような診療報酬の改定が行われております。在宅包括支援病棟ですとか、

回復期リハビリ病棟等が設けられてきておりますが、現在の和病院の中では取り組みがなかなか難しいところがあります。新しい病院になることを前提にどうやったら回復期リハビリ病棟、それから包括支援病棟等の取り組みができるかを今検討中でございまして、具体的な検討の作業に入っているということでございます。よろしくお願ひします。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 本当に医療スタッフの皆さんのご検討には敬意を表させていただきます。1点、新市立病院が来年開院するわけでありまして、現状の把握ということで確認をさせていただきますが、累積赤字が11億6,000万円あるという話は今ありました。そして、毎年4億円前後の一般会計からの繰入金があるということ。

それから新市立病院には機器も含めると60億円からの投資があつて、このうちのかんりの部分が借入れという形で上がってくるということ。そして、この部分は私はまだわかりませんが、旧八色園や今の和病院の一部の解体費用がどうなってくるのか。そして、かねて話題になっておりました、では和病院の新建設をやるとした場合のこの辺の負担。かんりの新市民病院丸も大量のバラストを積みながら安定を保っていると、こういうふう理解するわけでありまして、この辺についてのこれから生まれる負担、それから現在の負担と確認だけひとつ市長にさせていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 新しい病院の建設については議員がおっしゃったとおりでありまして、60億円近い金を投資するということでもあります。この中で今の和病院の解体、それから向こうへやります今の県立病院の解体、これらにつきましては当然ですけれども、前にも申し上げておりますが県の負担という部分が出てまいりますので、額がどのくらいというのはちょっとはつきりわかりませんが、県の負担といひますか、県の補助、これらが相当入ってくる予定であります。これが新たな負担になるということにはならないことでもあります。

新設部分これは監査員のご指摘にもありますように、今の未処理の欠損金を、11億円、12億円近くなるわけですが、これを一気に解決するというのは非常に難しいことでもありますので、当然それを引き継ぎながら徐々に解消していくという方向は、今、目指しているところであります。

新しい病院の運営のシミュレーションにつきましては、医療対策室のほうで何度かこれを実施させていただきました。先般も病床利用率が85%だったか以上ということがあれば、大体運営は非常に良好になっていくというようなことのシミュレーションを出しております。ただ、実際始まってみなければ、これが本当の数値かどうかというのはわかりませので、これらをきちんと確保していくということが大前提だというふうな今、考えているところであります。

和病院の新設とか移転とかにつきましては、これも毎々申し上げておりますとおり、現在のところでは40床ということで開院をいたしますが、基幹病院との連携、そして役割分担、これらを1年あるいは2年かけて見据えた上で、和病院の本格的な将来像は、そこで決定を

させていただこうということでありますので、よろしくお願いたします。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 一般の医療対策特別委員会でも、病床稼働率85%以上あればという数値が示されました。収益ということについてもいろいろな捉え方があるわけですし、営業収益であれば確かそれがかなりの部分で当てはまると思います。ただし、今のように船で言えば、過積載のこういう負担を持っていながら、その中で経常収支がどうなってくるかということ。こうなると一概には85%を超えただけでは、私はどうも不安が残るのですよ。これからの投資とかいろいろ含めて。本当に慎重に、慎重に取り組んでいただきたい。このことだけ申し添えて質疑を終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第74号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 昼食のため休憩といたします。再開は13時20分といたします。

〔午前12時01分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後1時20分〕

○議 長 日程第6、第75号議案 平成26年度南魚沼市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第75号議案 平成26年度南魚沼市一般会計補正予算について提案理由を申し上げます。主な内容といたしまして、歳出では公用車更新整備事業費にバスの老朽化によります車両更新のための購入費として2,384万円、基金費には合併振興基金への繰戻し分1億円を追加し、繰りかえ運用分を計画どおり全額繰戻すことといたしました。不燃ごみ処理施設整備事業費には、城之内川排水施設の設置工事における排水方式変更によります増額分3,620万円を計上いたしました。

農業振興対策補助事業費では、JAしおざわラック倉庫への補助金を3,847万円、観光交流拠点駐車場整備事業では、道の駅駐車場等消雪施設の整備費として3,300万円、体育施設整備事業費には、筑波大学石打研修所の土地購入費及び建物等解体費として3,970万円を新たに計上いたしました。また、機械除雪費には2億円を追加し、総額を8億円に、土地開発公社所有の下薬師堂と水無原公共用地の買い戻し費用として普通財産取得費に1億6,553万円を計上いたしました。

歳入では前年度純繰越金が9億6,173万円で確定したことによりまして、既決予算額2億7,721万円との差額、6億8,451万円を追加計上いたしました。また、普通交付税の当初算定額の確定によりまして、3億2,355万円を増額いたしました。その他、介護保険、城内診療所及び下水道特別会計の繰越金を特別会計繰入金として8,098万円計上いたしました。

収支差額につきましては、当初予算で充当を見込みました財政調整基金からの繰入金を3

億円減額し、2億8,000万円としたところであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ8億1,024万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を360億9,354万4,000円としたいものであります。詳細につきましては総務部長に説明させますので、ご審議を賜りご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは、第75号議案について、補正項目の内容につきましてご説明を申し上げます。14、15ページをお開きいただきたいと思います。2歳入の事項別明細書でございますが、これに沿ってご説明を申し上げます。まず、9款1項1目、市長の提案理由にもございました地方交付税の追加3億2,355万円でございます。当初算定交付決定額99億3,655万円と既決の予算額96億1,300万円の差額の追加でございます。

次に13款1項1目民生費国庫負担金でございます。平成25年度の障がい者医療費、育成・更生医療費でございますが、それに係る精算による追加交付の受け入れでございます。次の段、2項1目民生費国庫補助金でございますが、説明欄記載の生活・介護支援サポーター養成事業補助金の交付決定による計上205万円ほど、成年後見制度の周知、組織づくりの推進事業に係る国庫補助金120万円ほどの計上でございます。なお、先に申し上げました介護支援サポーター養成事業でございますが、10分の10の補助でございますが、7月17日に交付の内示がございまして、この補助対とするには速やかに事業実施が必要ということで、歳出の分、老人福祉高齢者生活支援事業費でございますが、そちらのほうへ社会福祉協議会への委託料として歳入に同額の額を予備費で対応させていただきましたので申し添えます。

次に2節の児童福祉費補助金でございます。平成27年度に施行予定でございます、子ども・子育て支援制度の円滑な移行を図るためとして、保育緊急確保事業で新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に支援することが決定されたことに伴いまして、本市の地域子育て支援拠点事業、それから私立の保育園の保育士等の処遇改善特例事業などが、現在の財源でございます安心こども基金事業から新制度のほうの保育緊急確保事業に移行いたしまして、国庫補助分2,833万円ほどを計上するものでございます。

4目教育費国庫補助金では、1、2節の小中学校費で理科教育用品整備に係る補助金2分の1相当額の追加でございます。3節幼稚園費でございます。私立の幼稚園3園、90人分に対します就園奨励費の補助単価の増に伴う追加でございます。4節は社会教育費でございますが、塩沢地域、大沢地内の県道拡幅、六日町地域は畦地地内の県営土地改良事業に伴う遺跡試掘調査の箇所追加でございます。

6目総務費国庫補助金でございますが、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の交付決定が内示になりました。住民基本台帳関連システム改修分及び中間サーバー、市町村負担分908万円の計上でございます。なお、改修分の歳出につきましては1,110万円ほど当初予算に計上済みでございます。

最下段は13款3項4目商工費委託金でございます。説明欄記載の補助金執行が、当初は民間機関を通じてございましたが、国と市の委託による執行に変更されましたので、諸収入

雑入のほうへ計上しておりました収入 250 万円を国庫委託金として受け入れるものでございます。

16、17 ページをお願いいたします。14 款 1 項 1 目民生費県負担金でございます。国庫負担金でご説明申し上げました平成 25 年度の障がい者医療費追加の県負担分でございます。

次に 2 項県補助金でございます。2 目の民生費では、2 節児童福祉費の部分で、児童福祉費国庫補助金でこれもご説明申し上げました、保育緊急確保事業による安心こども基金事業から保育緊急確保事業補助金への移行に伴う増減でございます。5 目農林水産業費では農業台帳システム改修に係る補助金、10 分の 10 の相当額の計上でございます。6 目商工費では、平成 23 年度の新潟・福島豪雨で被災いたしました五十沢キャンプ場施設の改修事業に係る県補助金決定による計上でございます。8 目の教育費でございますが、先ほど申し上げました遺跡試掘調査に係る県補助金の分の追加でございます。

16 款以降、寄附金でございます。I 目の一般寄附金では 36 万円を、ふるさと納税では 21 万円をそれぞれ記載の皆様方から、2 目の指定寄附金では、長岡信金様から浦佐グラウンドのジュニアサッカーゴールの購入費として 30 万円を、株式会社プリンス様からは「南魚沼のおいしい湧き水」売り上げ 1 本 1 円で 17 万 4,000 本分を自然環境保全にということでご寄附いただいたものでございます。それぞれありがたく受納させていただきました。

めくっていただいて 18、19 ページをお願いいたします。17 款以降、特別会計繰入金につきましては、先ほど市長が提案理由で申し上げたとおりでございます。次に 2 項 1 目財政調整基金繰入金につきましても、市長が提案理由で申し上げたとおり既決の繰入金予算を 3 億円減額するものでございます。

18 款繰越金でございます。これも市長が提案理由で申し上げました前年度純繰越金について 6 月定例会でご決定いただいた追加補正分 2 億 7,721 万円を差し引きまして、6 億 8,451 万円の計上でございます。

次に 19 款 4 項 7 目広域行政受託事業収入でございますが、湯沢町さんとの受託事業に係る収入の受け入れの部分でございます。前年度の精算過不足を実績によりこの定例会で行うこととしておりまして、それぞれ説明欄に記載のように精算いたしました。合計では 2,198 万円の減額でございます。

めくっていただきまして、20、21 ページをお願いいたします。19 款 5 項 3 目雑入では、2 節民生の部分で説明欄記載の額の計上でございます。6 節商工の部分では、先にご説明申し上げました説明欄記載の事業補助金の国庫委託金への移行による減額でございます。20 款は市債でございます。1 目では合併特例債事業の増、この後、歳出のほうで申し上げますが、上田地区の学童クラブ施設建設工事増、それからわかば保育園の整備費補助金市負担額の増に伴うものでございまして、まちづくり建設事業債で 470 万円、地域づくり資金貸付で 30 万円の追加でございます。以上が歳入の部分でございます。

めくっていただきまして、22、23 ページをお願いいたします。事項別明細書の 3 歳出でございます。1 款議会費でございます。説明欄の丸、議会一般経費で議会活性化市民会議開催

に係る諸経費 24 万 8,000 円の計上でございます。下段の丸、議会補助・負担金事業では、来年度平成 27 年度が統一地方選挙の年でございます。については县市議会議長会の春の定期総会を今年度前倒し開催することによりまして、市議会議長会負担金の追加でございます。

次が 2 款総務費でございます。1 項 1 目一般管理費は議会常任委員会の管外視察の随行に係る職員旅費の追加をお願いするものでございますし、防犯灯、街路灯、灯具支給要望の対応不足分といたしまして、LED50 基相当額の追加をお願いするものでございます。

2 目電算対策事業費では、歳入、国庫補助金の部分で申し上げました社会保障・税番号制度システムの情報ネットワークに参加するための中間サーバー利用に係る市負担金の計上でございます。

4 目車両集中管理費は、説明欄の丸、公用車更新整備事業費は市長の提案理由にございましたバスの更新でございます。大型 42 人乗り 1 台の購入でございます。なお、更新対象バスは平成 10 年式の大型 52 人乗りで走行距離は 34 万キロほど、車検費用の参考見積もりをとりましたら 350 万円以上必要になるということで、このたび更新をお願いするものでございます。

6 目財産管理費では説明欄の丸、庁舎整備事業費でございますが、六日町駅前通りに名倉堂さんの現在空き地になっております、そこと本庁舎の駐車場等を連絡通路として使用できるようにするために駐車場との段差を階段なりスロープなりで解消する工事費の計上でございます。次の普通財産費は、旧東保育園ほかの立木伐採等の委託費でございます。最後の丸、基金費は市長が提案理由で申し上げました、合併振興基金繰りかえ運用分の繰り戻し、1 億円の追加でございます。繰りかえ運用分に係る繰り戻し計画は、平成 23 年度から平成 26 年度の 4 年間で総額 19 億 6,182 万円を繰り戻すとした計画でございます。最終年度でございます平成 26 年度に、当初に 4,800 万円、このたびの追加 1 億円を含め 1 億 4,800 万円で繰り戻しは終了となるものでございます。

7 目企画費、説明欄の丸、集落振興事業費でございますが、川窪区の集落集会施設の下水道つなぎ込みにあわせたトイレ改修分の補助追加、30%補助でございます。次の丸、交流事業費では国際大学の共催事業等に係る負担金、環境整備分の追加でございます。今年はいろいろなインターナショナルフェスティバルをはじめ共催をやっておりますが、マイマイガが大変あの地区で発生したということで、環境整備ということでそれに係る市の負担分の計上でございます。

めくっていただきまして 24、25 ページをお願いいたします。8 目地域開発センター費でございます。大巻地域センターの壁紙等の修繕料の不足分対応、公会堂費は藪神地区センターまほろばの消雪用井戸の改修でございまして、揚水ポンプ入れかえ等で 400 万円の計上でございます。

9 目バス運行対策費は、歳入で申し上げました湯沢町さんとの広域行政の受託事業精算減による財源内訳の構成でございます。

2 段目になります。3 款民生費 1 項 2 目の心身障がい福祉費でございます。説明欄の丸、

心身障がい福祉一般経費 1,095 万円は、平成 25 年度障がい者自立支援給付費、重度心身障がい者医療費助成事業等の確定に伴う国県負担金補助金の精算返還金の計上でございます。

3 目老人福祉費の丸、市民後見推進事業 120 万円ほどは、成年後見制度検討会議というのを市で設置して協議しておりましたが、平成 25 年度で終了いたしましたので、その報償費用弁償の減、歳入で説明した後見制度の周知、組織運営の推進事業の社会福祉協議会への委託料の計上でございます。

8 目老人ホーム魚沼荘管理運営費は、先ほどもございました湯沢町さんとの受託事業収入の精算増による財源内訳構成でございます。

3 段目は 2 項 1 目子育て支援費でございます。説明欄の丸、学童クラブ施設整備事業費は上田クラブ消雪設備工事の追加、次の丸、こども医療事業費から次のページにわたっております養育医療費助成事業費は、平成 25 年度の各医療費助成事業の確定による県補助金の精算に伴う返還金の計上でございます。

めくっていただいたところの 26、27 ページの分でございます。3 目児童福祉施設費、説明欄最初の丸、常設保育園管理委運営費 457 万円余りは、子ども・子育て会議委員の報酬費用弁償の増減、子育て支援後援会の開催委託、施設備品は石打保育園におきます取り外し式の車いす用スロープの購入でございます。最下段は延長保育促進事業等の特別保育事業の確定に伴う県補助金の返還金でございます。次の 2 つの丸、公設民営保育園、私立保育園委託事業費は、歳入のこれも国庫補助金でご説明申し上げましたが、保育緊急拡張事業の実施による私立の保育園、保育所の人事確保対策としての賃金改善、保育士等処遇改善臨時特例事業を公設民営の保育園では 3 園でございますが、市単独費として対応しているところがございます。その 3 園分 551 万円余りを、下の私立 4 園につきましては国庫補助を受けての実施でございます。758 万円余りを追加するものでございます。最後の丸、保育園等施設整備費では石打保育園ほか 4 園の修繕工事費追加、わかば保育園に係る安心こども基金の基準額の変更によりまして、県及び市負担分 1,286 万円ほどの追加でございます。

次の 3 項 1 目生活保護総務費では、平成 25 年度の生活保護費国庫負担金等の精算によります返還金でございます。

その次 4 款 1 項 2 目健康診査事業費では、健康教育事業、簡易検査など県健康増進事業補助金の精算返還金でございます。

めくっていただきまして 28、29 ページをお願いいたします。4 款以降、保健衛生費の続きでございます。4 目医療対策費は、これも湯沢町さんとの受託事業収入精算減によります財源内訳の構成でございます。

次の段 2 項 1 目環境衛生費、環境衛生費一般経費では、先ほど申し上げましたが 7 月中旬からマイマイガが特に六日町地域から大和町地域にかけて大量発生が確認されたということでございます。公共施設に産みつけられました卵塊、卵の除去作業委託 78 万円余りの計上でございます。所信表明で市長が申し上げたように、市民の皆様にもこの卵の除去をお願いしたところございまして、公共施設につきましては職員でできるところは作業を行っている

ところでございますが、高所作業車が必要な部分につきまして、委託で除去作業を実施するものでございます。

その下、3項清掃費、説明欄の丸、可燃ごみ処理施設運営費では、し尿処理施設の廃止に向けた排水処理方法を検討しているところでございますが、その決定に当たって水質検査実施の手数料を計上するものでございます。次の丸、不燃ごみ処理施設整備事業費は、市長が提案理由で申しあげました当施設周辺地域での浸水被害の防止対策としての排水施設の設置工事費追加で3,620万円でございます。

次の段、5款1項1目労働諸費では、湯沢町さんとの受託事業収入、職業訓練業務に係るものでございますが、精算減による財源内訳の補正でございます。最下段は6款1項1目農業委員会費でございます。歳入で申しあげました農業台帳システムの改修業務の委託料の計上でございます。

めくっていただきまして、30、31ページをお願いいたします。6款1項の農業費の続きでございます。2目農業振興費の説明欄の丸、農業振興一般経費では、現在、南魚沼産コシヒカリの販売促進活動を行っているわけですが、中京地区以西の販売促進を新規に活動するということで、魚沼みなみ、しおざわ両JAの補助金、旅費相当でございます。追加33万円でございます。次の丸、農業振興対策補助事業費ではJAしおざわのラック倉庫整備ということで、強い農業づくり推進事業補助金市負担分3,847万円余りの計上でございます。3,847万円は、事業費の補助残の10分の1相当額でございます。鳥獣被害防止対策協議会には、サル被害の対策用の箱穴10基相当額の追加でございます。最後の丸、農業体験実習館事業費はレイホー八海の室内用品、スリッパが創設当時からかえていないということで、その購入でございます。

4目農地費の説明欄の丸、土地改良事業費では農地災害関連区画整備事業、吉里地区で実施しております県単農業農村整備事業の附帯工、工種はのり面保護コンクリートでございます。その増工分の追加でございます。次の丸、農集事業の対策費でございますが、事業費調整による繰り出し金の減額でございます。次の丸、多面的機能支払事業でございますが、市長の所信表明にもございました、市内の全農振農用地5,825ヘクタールほどでございますが、そのうち93%、5,435ヘクタールほどになります。そこで取り組みが実施されることとなりまして、1,353万円の追加でございます。

次の5目揚水設備管理費は、余川第一ポンプの送水管修繕料の計上でございます。

次、下段の表、2項1目林業振興費でございますが、南魚沼の木で家づくり事業補助金、ことしは大分好調でございまして、16棟分、800万円の追加でございます。当初予算枠は10棟分でございますが、7月末で交付決定済みでございます。

その下、2目林道事業費では、林道大崎水尾線の現地を再調査した結果、説明欄記載の費目の増減をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、7款1項商工費でございます。I目商工業振興費では、これも市長の所信表明にございました市内中小企業の人材育成推進等に係る説明欄記載の補助金、

延べ16人分、31万円を追加したいものでございます。当初予算枠は40万円でしたが、ほぼ枠いっぱいの39万円余りを既に交付決定済みでございます。

2目観光振興費では、これは市長が提案理由で申しあげました道の駅駐車場等の消雪施設整備工事費及び電気料、計3,348万円余りの計上でございます。中段は8款土木費でございます。2項2目道路橋りょう費説明欄の丸、道路橋りょう維持補修事業費では、市道舗装補修に係る委託料が1,200万円のほか、田中町の木橋修理材、小川の共同井戸組合管理の井戸修繕で、2分の1相当額の補助金80万円を計上でございます。次の丸、交通安全交付金事業費は、区画線の消失箇所、カーブミラーの修繕工事の追加でございます。

3目でございます。道路橋りょう除雪費でございます。これは市長が先ほど提案理由で申しあげました機械除雪委託料追加2億円のほか、塩沢地域、市道仁田山本線の消雪用ポンプ交換に係る南魚沼土地改良区への負担金の計上でございます。最下段は3項1目河川総務費でございます。塩沢地域は上十日町地内城之入川の転倒堰と調査業務委託、大和地域では三用地内、中沢川の護岸修繕のほか4河川の修繕工事等ございまして、河川管理費計で2,050万円の追加でございます。

めくっていただきます。34、35をお願いいたします。4項1目都市計画総務費でございまして、国道17号浦佐バイパスの魚沼市十日町地区で供用開始が今年度に決定いたしました。それに伴う開通式の負担金80万円の計上でございます。なお、供用開始日につきましては、現在調整中ということでございます。

次に2目の都市計画事業費でございますが、公共下水道事業補助対象事業が当初見込みの繰り出し分よりも追加となりまして、その部分の追加でございます。その下、3目都市計画施設費では六日町駅西口のエレベーターの修繕料、4目公園費では大和地域の児童公園、上島公園ほか3公園の遊具の修繕料の計上でございます。

次の段、5項1目住環境整備事業は、市営住宅管理費で泉盛寺団地ほか4住宅の修繕料の追加でございます。

次の6項1目国土調査事業費では、過年度事業に係る地理訂正、地籍更正11筆分でございますが、委託料の追加をお願いするものでございます。

最下段は9款1項1日常備消防費では、消防業務に係る湯沢町さんとの受託事業収入精算減に伴う財源内訳の構成でございます。

2目の非常備消防では、女性消防団員の活動服のほか、消防団再編に伴いまして所属がかわりました。ついては部章等の購入費の計上でございます。

めくっていただきます。もう先ほどちょっと話してしましまして大変恐縮でございますが、教育費でございます。1項1目では先走ってお話してしまいましたが、上関小、大和中学校の外国人児童生徒の支援を行う日本語支援非常勤講師1名分の賃金の追加でございます。

その下、2項1目でございますが、歳入で申しあげましたところの理科教育備品、用品整備の追加でございます。

3項1目中学校教育運営費では、暖房器、消雪設備等の修繕の追加300万円、及び前項で

申しあげました理科教育部品、用品整備の追加でございます。

2 目中学校整備費では、中学校統合に関連いたしまして、城内中学校の用地及び建物の購入で 1,350 万円の計上でございます。

最下段は 5 項 1 目私立幼稚園振興事業費でございますが、幼稚園就園奨励補助に係る国の補助基準の変更によりまして、当初見込み比較 1 人当たり 3 万円ほど増になりまして、322 万円ほど追加するものでございます。

めくっていただきます。38、39 ページでございます。6 項 2 目公民館費でございますが、説明欄の丸、公民館施設管理費で塩沢、大和公民館さわらび分でございますが、修繕料不足分の追加、それと塩沢公民館では桜の枝打ちの委託料の計上 101 万円でございます。次の丸、セミナーハウスでございますが、更地となりました欠之上セミナーハウス駐車場のクロカン大会等、冬季利用時における除雪費の計上でございます。

3 目図書館費では、臨時職員 1 名分の賃金の追加でございます。

4 目文化行政費では、歳入でご説明申しあげました遺跡試掘調査委託料の追加でございます。

次の段、7 項 1 目保健体育総務費でございますが、ディスポートの施設備品の更新でございます。具体的には血圧計でございます。

2 目体育施設費では、体育一般管理費でディスポートアリーナの照明修繕料の追加、体育施設整備費では、市長が提案理由で申しあげました塩沢地域は大原地区の筑波大学石打研修所の用地購入及び建物解体費の計上でございます。土地面積は 6 万 3,500 平米ほど、建物は研修棟 RC 造りでございます、1 棟。宿泊棟 S 造り、RC 造り 3 棟、倉庫が 1 棟で延べ面積、建築面積でございますが 1,370 平米ほどでございます。

次の 3 目学校給食費では、六日町の給食センターの冷房施設、それから大和給食センターの熱風の消毒保管庫 1 基の更新でございます、420 万円の計上でございます。

最下段は 11 款災害復旧費でございます。3 項 1 目公共その他施設災害復旧費でございますが、歳入は商工費県補助金でご説明申しあげました、五十沢キャンプ場施設復旧工事費の追加 120 万円でございます。

めくっていただきまして、40、41 ページをお願いいたします。13 款 1 項 1 目普通財産取得費でございますが、これも市長が提案理由で申しあげました土地開発公社所有の公共用地の購入でございます、下薬師堂 2,400 平米ほど、水無原の公共用地 1 万 1,860 平米ほど、合わせて 1 万 4,260 平米ほどの買い戻しでございます、1 億 6,553 万円の計上でございます。

戻ってきまして 8 ページ、9 ページをお願いいたします。8 ページをまずご覧いただきたいと思ひます。第 2 表、債務負担行為の補正でございます。小中学校及び特別支援学校の教職員用のコンピュータ及び校務支援ソフトの更新に係るものでございます。期間は平成 26 年度から平成 31 年度まで、限度額が 2 億 4,463 万 9,000 円の債務負担行為の追加をお願いしたいものでございます。対象施設は小学校が 19 校、中学校が 6 校、総合支援学校 1 校、給食センター 3 か所のほかに教育委員会学習指導センターでございます、コンピュータの台数は、

教職員分で530台、共有分としまして30台の560台の計画でございます。

続きまして9ページは、第3表、地方債の補正でございます。歳入、市債でご説明申し上げました合併特例債等の追加でございます。500万円を増額し、限度額41億3,720万円を41億4,220万円に変更をお願いしたいものでございます。

1ページに戻っていただきます。大変長くなりましたが、これまでご説明申し上げました内容によりまして、歳入歳出それぞれ8億1,024万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ360億9,354万4,000円とさせていただきたいものでございます。以上で詳細の説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。なお、質疑に当たってはページを示して発言をお願いいたします。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 では、前のほうから、8ページの今説明があった債務負担行為の補正というところですが、小中学校のコンピュータ等の更新ということで、時期が来れば更新するのでしょうか、ちょっと単価的なことです。2億4,400万円ということで、560台ですか、そうすると多分43万円ぐらいの金額で、私たちが使っているのはちょっとレベルが違うとかそういうのでしょうか、非常に感覚からすると高いような気もするのです。そこら辺をもうちょっと、こういう周辺ソフトとかそういうのもあるのだということ若干教えていただいて、43万円が納得いくような説明をいただきたいと思います。

次でありますけれども23ページです。基金費の合併振興基金の積立金のところ。これは市長の説明もありましたけれども、当初予算の4,800万円と今回1億円を合わせて繰り戻し終了ということ。ちょっと調べてから聞こうと思ったのですが、調べられないのであれですが、私の記憶だと予算編成時に1億4,800万円ではなくて、2億4,800万円だったかという気もするのですけれども、そこら辺のいきさつとか成り行きをちょっと教えていただきたいという気がします。

もう1点、33ページ、中段辺に交通安全対策交付金事業費ということで、交通安全施設工事費があるのですけれども、区画線等の引き直しということでお話ありました。私が走っていても、市道関係は大分量が多いのですが、この450万円ぐらいの追加で、どの程度の引き直しといたしますかができるのか。相当——全部一度になんてやれないのでしょうか、計画的な引き直しとかそういうのになっているのか。そこら辺を教えていただきたい。以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 それでは、パソコンの件についてご説明いたします。現在使っているのが「スクールオフィス」というソフトでございます。平成21年9月に導入しまして、ここで5年目で期限が切れるということでございます。この会社が今後継続していけばよかったのですが、これが継続をしないということで、今回新たにまた導入しなくてはならないということでございます。これについて平成26年度に業者の選定、機種を選定、ソフトの選定等をして、平成31年までの契約をさせていただきたいと思っております。

導入については順次準備をしまして、開始については平成 27 年 4 月 1 日を目標にしております。平成 26 年度については、事業費とすればゼロでございまして、こちらについては機械の導入とかそういう機種選定をやっていくということです。それで、平成 27 年度に 4,892 万円ほど、それから平成 28 年度に同じ金額を 5 年間、リース料込みで使わせていただいて、合計金額が 2 億 4,463 万 7,000 円ということになっております。

これは学校の先生方が、我々もそうですけれどもいろいろなメールだとか回覧板、それから出席簿の入力だとか、成績、要録、あと通知表等もできるということですがそういうものと、それからあと学校教育課の県とのそういう文書のやりとりとか、備品の監理とかをやっているソフトでございまして。これらについて、ことし選定をして導入をさせていただきたいということでございます。以上です。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 今ほどの件について少し補足をさせていただきます。先ほど単価といいますか項目の金額が高いのではないかとこのところのご質問でありましたので、その詳細のほうを少し述べさせていただきます。まず、2 億 2,400 万円というのが全てのものになりますので、まずサーバー、それから設定費、その辺が約 1,927 万円。

あと、教職員の先生方にお配りをする端末 560 台になりますが、これが約 1 億円程度でございまして。大体、今、設計の段階で見えておりますのが 1 台当たり 18 万円ということで見ておりますが、ここの部分については端末のほかに設置をされます通信機器であるとか、バッテリーであるとか、そういうものを含みますので少々高くなっております。

そのほかにソフトウェアといたしまして、各端末を監視する装置がつかますので、その部分が約 5,400 万円、それがつかます。あとは教職員の先生方の校務支援、通知表ですとか要録であるとかグループウェアの部分ですね、その辺のソフトウェアの部分が約 5,100 万円ということで、おおむね 2 億 2,400 万円ということになっております。以上であります。

○議 長 総務部長。

○総務部長 合併振興基金の件でございまして、3 月の専決補正で 1 億円追加させていただきましたので、当初予算時の 2 億 4,800 万円から 1 億 4,800 万円へということでございます。以上でございます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 33 ページの交通安全施設工事費ですけれども、予算のうち安全柵と外側線を考えております。外側線につきましては、今のところ 1.5 キロメートル両側ということで考えております。以上です。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 基金費の件につき私はちょっと調査不足でしたので、ありがとうございます。

パソコンといいますか債務負担行為の関係ですけれども、総計すると単価が高くなるということで、サーバー等いろいろ含んでということです。私等の感覚からすると今までのもの

が更新されるので、そこら辺で、例えばサーバーが昔のままではだめなのかとか、周辺機器とか配線とかはそういうのでという感覚があったのです。ですが、先ほどの説明だと継続はできなかったという面もあって、全部含んでこういうふうな積み上げで高くなったという理解でよろしいのか、というところの確認だけひとつお願いします。

あと区画線ではなく外側線でした。済みません、ありがとうございました。ただ、1.5キロというと大変少ないですね。先ほど言いましたように、私が車に乗っていて見る限りにおいても相当数があるのですけれども、そこら辺は計画的に進める予定はおありなのかというところだけ確認をさせていただきます。

○議 長 情報管理室長。

○情報管理室長 5年で更新ということで、前の機種が使えないのかというご質問であります。まずハードウェアにつきましては、今、5年で保守が切れます。これにつきましてはどこのメーカーでもそうですけれども、5年を過ぎるともう修理ができないという格好になります。最大延長しても7年とかというところが場合によってはできることがあります、通常は5年で機器については更新をします。端末については、もう5年を過ぎると部品がなくなりまして修理すらできないという状況になってきております。そういう面で5年というのが基本になります。

あとソフトウェアにつきましては、買い取りができるソフトウェアも中にはあるのですけれども、通常でありますと5年間の使用料を買い取るということになりますので、そこで6年目からは新しい契約が必要になってくるということでございます。以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 外側線につきましては、春先に通学路等を中心に引かせていただきましたが、現状を見る限り、議員がおっしゃるようになんか消えている箇所が多いということで、今回補正をお願いしたところなんです。これで十分ということではありませんので、順次計画を立てて今後整備をしていきたいと思っております。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 39ページをお願いいたします。体育施設整備事業費3,970万円。3項目をお願いいたします。ようやく筑波大学研修所の土地を市が購入するというので、ここ10年来この問題ですったもんだしてきて、野球場ができる前から市長にもご足労を願ったり、何やら感慨深いものがあるわけですが、3項目質問をさせていただきます。

まず、現状ですけれども、県道万条新田越後中里停車場線、運動公園から出ていくところで、非常に見通しが悪いということで、これはもう長年地元からの苦情があるわけです。それとあと駐車場の問題。ここのところ野球場ができてから、特に土・日の駐車スペースが足りないという問題が発生している。イベントがあるときには大変だということで、こうした問題が、筑波大学の用地を市が購入することによって改善するかなという期待があるわけですが、それのところ。できれば購入したらすぐにでも、来年度多目的グラウンドができた

らもっと大変になるでしょうから、それまでにある程度駐車場とか、出入りの見通しのよさ、そうしたものを改善しておくべきではないかと思うわけですが、それのところの考え方をお聞きしたい。

2点目ですけれども、あそこは遺跡発掘調査というのが必要なのかどうか。筑波大学はやったのかどうか。今後あそこを活用する場合に、そうした遺跡発掘調査というものが必要になるのかどうか。

3項目目は、大原運動公園については、第2期工事ということで基本計画があったわけですが、もう1回つくり直すという担当課の話も聞いております。今後のこの土地を含めた第2期計画について、今の見通しについてお伺いをいたしたい。以上、3点お願いしたいと思います。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 ご質問の点をお答え申し上げます。まず、筑波の用地の利用の方法でございますけれども、ご指摘のように大会等がございますと、周辺の駐車スペース等が不足している状況でございます。当面は、今現在舗装されている部分が一部ありますので、そこを駐車スペースとして使っていきたいということでございます。今ほどご質問の中にもありましたとおりで、大原運動公園の2期計画の中で正式なものを決定しながら、整備は進めるものだと考えております。当面すぐに駐車場をそこにどんどん整備するということは想定してございません。

それから遺跡の発掘調査につきましてですが、ここのエリアは出る部分になっておりまして、当然、工事の概要——特に土を掘削する工事がありますと、必ずその前に調査が必要になるというふうに認識しております。

それから2期工事の策定がえでございまして、これにつきましては、今、多目的グラウンド等整備が進んでおりますが、これと並行しながら今後のことも進めてまいりたいと思います。筑波のほうの用地につきまして、6万3,000平米ほど一括で購入する形になりますので、それを含めた形で再検討する形になりますが、いずれにしましても財政計画等を見ながら、慎重に進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議 長 見通しは。総務部長。

○総務部長 少し補足させていただきます。まず、筑波の遺跡発掘調査ですが、今ほど課長が言いましたように、私どもでする必要が出るということで、事前・・・はございません。

それと、出入口のというのは、筑波の用地へ入る部分ではなくて、現行の市道から県道へ出るところということでしょうか。（「多目的グラウンドのところから県道へ出る」と叫ぶ者あり）上へ上がるところでしょうか。それについても今ほど課長のほうで申し上げたとおり、次の計画の中でいわゆるルートのなものも考えた中で対応をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議 長 20番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 了解しました。ただ、県道への出口については、多目的グラウンド、それ

からあとテニスコートからずっと道路へ来て出るところですが、非常に見通しが悪いということで、長年地元のからの苦情が絶えないところであります。市の土地になれば、あの上部だけでも崩せば見通しは非常によくなりますし、改善されます。そのところは2期工事とあわせてというのは、全くそのとおりで何も言うことはないのですが、少しその辺のところを検討願えればと思っています。要望ではございませんが——要望になってしまいましたが一層よろしくお願いいたします。

〔「はい、します」と叫ぶ者あり〕

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 8ページの件でもう一度確認というか、今しかできないものですからちょっとお聞かせいただきたいと思います。平成21年9月のときのパソコン購入に関しては、議会でもかなりもめたかと思えます。リースにするか購入にするかとか、いろいろまた細かいこと等、初めての部分でありまして、かなり論議をした中でこういう形になって5年間来たわけでございます。

私だけかもしれませんがもっている限りにおいては、どうも本当に使い切ってきたのかというのが正直のところ実感でございます。教室にして1週間にどのくらい使ってきたのだろうか、子どもたちにこのお金を通した中で活用されてきたのだろうかということを、まず第1点に私は感じております。

購入するときはすごくソフトの面とかそういうのが大事であるというそれはそこでありました。ですから、子どもたちにお金を惜しまないでしてあげたいという思いで、私たちはこれを押してきたわけですが、これで5年間を通して教育委員会としてどう成果を見ておるか、1点ちょっとお聞かせいただきたいと思っています。

もう1点は33ページの機械除雪で2億円プラスという件でありますけれども、市長の所信表明の中にも、機械除雪は雪が少なかったにもかかわらず8億8,600万円となったという報告をされております。確かにここ近年なかなか——当初私たちは6億円ということできて、今まで我々議会は平均7億円ぐらいかかると聞いてきたのですけれども、ことし機械除雪にGPSシステムを導入して、執行部のあれだと効率化だとか、除雪業務の厳格化をした中で導入をしてまいったという報告を受けているわけです。そういうことを考えると本当にただ単に2億円——いっぱいかかるかもしれないけれども、少なくなったにもかかわらずお金がどどんかさんできている。そういう理由は何かということをお聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 教育部長。

○教育部長 パソコンにつきましては、市役所の職員が使っているパソコンと同じように、朝、教職員が来たら必ず立ち上げないと仕事ができないというシステムになっておりまして、利用率についてはもう100%、先生方また学校教育課のほうも使っております。以上でございます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 除雪費でございますが、平成 25 年度がおおよそ 8 億円、その前が 10 億円ちょっとということ。雪の割に高いかというふうな感覚を受けるわけですが、もともと除雪費の中には稼働費と固定費があります。固定費といいますのが、機械の管理費でありまして、動く、動かないにかかわらずかかるものということで、その分は必ずかかるというものです。

そして、昨年に比べまして 2 度ほど途中で労務費が上がりました。実質的には 2 割ほど上がっておりますので、8 億円という費用がかかっております。ですので、ことしにつきましても当初 6 億円で予算を組ませていただきましたが、8 億円はかかるだろうということで、事前の準備として今回計上させていただきました。以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 最初にパソコンの件ですが、教務員の件はわかりました。生徒の部分ですが、大体週何回ぐらい使われたというふうに実感しておりますでしょうか。パソコン教室というかがありますけれども、そういう部分をちょっと私——せっかくこういうふうこれから一生懸命に投資をしようとしているわけですので、有効に活用してもらいたいというのが、多分我々議員の部分であるかと思うのです。そこをせっかくの宝の何とかならないようにしてもらいたいという部分のちょっと方向性というか、今までとまた違った部分でこういう角度でやっていきたいというような部分が、ちょっと私どもにお示しできたらありがたいと思っております。

2 点目の機械除雪の件ですが、ちょっと私勉強不足で恐縮でございますが、今回、待機費というものをある程度かさねてこういうふうにしたいというお話だったかと思うのですけれども、機種によって違いますけれども、待機というのは大体 1 台どのくらいの部分を想定してやっているのかということ。

あと、何回も私ども議会のほうで言うておりますけれども、排雪のあり方というものを、行政区長会等でも重々今後方向性等をお話しをして、本当にご理解をいただいた中で、よりよい機械除雪を進めていっていただきたいという観点から、お聞かせいただきたいと思っております。

○議 長 教育部長。

○教育部長 パソコンの利用についてですが、中学校については技術家庭の部分で授業としてやっておりますが、小学校の部分についてはそういうあれがありませんので、例えばインターネットを使うとかそういう形になろうかと思っております。週何回という部分につきましては、ちょっと調査をさせていただいて後日報告させていただきたいと考えております。

○議 長 建設部長。

○建設部長 固定費につきましては、貸与するロータリーで大体 1 か月で 20 万円ほど、委託をしているドーザーで 1 か月 35 万円ほどになっております。

それで最初の質問の中で G P S のシステムを導入した際のげんかく化、効率化ということで答弁が漏れておりましたので、お答えさせていただきます。位置情報を持つということで、

効率化、厳格化ということにつきましては、効率化につきましては除雪がスムーズにいくということもありますけれども、事務をしています職員——特に集計のほうですけれども、これ自体が即座に動いた瞬間に出てくるということで、かなりの効率になっております。残業しているものがなくなったということでございます。

厳格化につきましては、実際雪が降っていて出動するわけですが、出動基準に満たないで出動しているのではないかとと思われる場合があります。そのような場合、市民の方からご連絡をいただいたり、パトロールで見た際に実際どうなのだろうということで、動いている時間、それからどの機種が出ているのかというのがわかるようになりました。そんなことから昨年も何度か企業体のほうに出動基準についての決定をお願いしたところです。そんなことで間違いなく効率、それから厳格化ということについては、有効的なシステムだと思っております。以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 詳細になって大変恐縮でございます。今GPSの価格で厳格化とありましたけれども、例えば私ども基準は多分、10センチになったら、また10センチになる見込みになったらという形があると思うのですけれども、例えばことしみたいな状況のときに、厳格にわかるということですから、そういう部分で指導等というのは何件かあったのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 実際、2度ほどお問合せがありましたので、調べて企業体のほうにその実態を確認し、厳重な注意をさせていただきました。以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 パソコンの件ですが、小学校については天体観測とかインターネットとか、そういう調べもの等で使うということですので、週何回というようなことにはなっておりません。中学校については、授業として週1回と、それから今ほどの調べものとかそういう形で使っております。以上です。

○議 長 4 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 2点ほどお願いします。まず29ページですが、環境衛生費一般、気象条件によってこんな年もあるのかなということで、マイマイガが非常に大発生したわけでございます。そういう中でも、高所作業車がなければ除去できないというところがあった中で、この予算がつけられたと聞いていますが、この場所については公共施設だと思われま

私の地元のまほろばではかなり出ていたのですが、区長をはじめ何人かで高圧ポンプ等で除去しました。この間、中学のほうへ行きましたら、市の職員の方も見に来ていただいたのですけれども、まだ処理ができていないということを伺いました。

そういう中でやはり公共施設とかの判断基準ですよね。市の方がこの程度であればそうやって予算をつけていただいて、高所作業車をやって処理をしてくれる。そういうのをちょっと件数等もわかりましたら、どの程度78万5,000円で処理されているのか教えていただきたい

いと思います。

続きまして31ページです。農業振興一般経費、南魚沼産コシヒカリ販促活動補助金の件ですが、補正で33万円でしょうか。これはJAと一体になってやられると思うのですが、市のほうとしてもやはり販路拡大という中で、こういうことを実際にパンフレットをつくってやっているとか、営業の交通費に使っているとか、ちょっと具体的な踏み込んだ何かをちょっと教えていただければありがたいのですが、2点お願いします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 マイマイガの件ですけれども、私どものほうで公共施設の一次調査といえますか、マイマイガの卵の生みつけがある公共施設は報告をいただくということで、一次調査を行っております。ただ、その段階でまだ方針が決まっておりましたので、今につきましてはどれぐらいが産みつけられているのか、それこそ1平米あたりどんな程度なのか、本当にそれに高所作業車まで使って対処しなければならないのかどうかを、これから再度詳細な調査をした上で、あと場所もありますので効率的に回れるような形でやっていきたいと考えておまして、まだ具体的な箇所数については決まっておられません。

○議 長 農林課長。

○農林課長 市のほうの具体的な販売促進をやっている内容につきましてということですが、私ども今年度につきましては当初ということで振興局と同じ取り組みの中で共同して行っている件が、もう既にご承知かと思えますけれどもいわゆる美女旅。それに伴うポスターの製作だとか、そういうものを活用してPR誌をつくってみたり、そういうことで共同の中で216万円ほど事業費を計画しております。それで、市の持ち出し等を今のところ58万円ということで、振興局との同じ取り組みの中で動いている。

あと、JAとの取り組みの中で、私ども今回どのような作戦にしていこうかという、県のほうがPR事業ということでそういう取り組み事業がありました。そこで、補助金120万円ほど、2分の1補助ということがありましたので、前々からJAのほうからもこういう取り組みをしたいということで、それを活用しよう。先日、日経新聞の新潟版のあたりに出たと思えますけれども、西武球場でのPR活動ということで、そういう補助金を活用した取り組みの準備を進めております。9月21日、日曜日だと思いますけれども、その取り組みをしております。

あと、首都圏でいろいろな販促活動等を、これから秋のシーズンに向けて行うわけですが、そんな中で共同で出かけていかれるものについては資金も出したりして出ていきたいということも考えております。あと、これも振興局で先日もあったのですけれども、効果的な宣伝活動とはどういうものなのか、そして流通業者との情報交換をした中で、販売戦略というのはどういうものが効果的かということも、検討会を具体的にそういう民間の方を呼んで検討を進めております。そんな内容で今のところ取り組んでいる状況でございます。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 31ページ、南魚沼産コシヒカリ。先ほどの4番議員と同じですが、今度ま

た新しい方向でやっていくということです。前々からちょっと聞いているのが、市のお昼のお弁当についてそろそろ南魚沼産コシヒカリにかわったかどうか、ちょっと聞かせていただければと思っています。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それこそお昼の弁当の件だだと思いますが、やはり業者さんのほうが役場の部分だけ、それも毎日変わる部分で、これだけコシヒカリという対応がなかなかしづらいということで、現在でも「特」のような弁当での販売等はやっておらない状況でございます。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 それこそ私が思うのは、例えば下水道であれば、業者さんに下水道のつなぎ込みはしていますかとかいろいろ聞いたりするわけです。下水道課の職員とか庁内の職員とかにも、下水道のつなぎ込みをしていますかとか言って、そういう指導をしているわけです。今、一生懸命お米を売ろうとしているわけですね。その中で市のほうでやはり指導できることではないですかと、私は思うのです。

やはり業者さんの経営方針の違いというものもあつたりするというのはありますけれども、では何のために中学生、小学生の子どものお昼に南魚沼産コシヒカリを補助金を農協と一緒に提供したりしているのか。それは大人になっても南魚沼産コシヒカリを食べてほしいからとか、そういう理由で私はしていると思うのですけれども、実際大人はそういうことをしないのであれば、全然意味がないと思います。

庁内で、例えば悪意を持ったマスコミであれば、南魚沼産コシヒカリを食べてくれ食べてくれと言っているけれども、実際自分たちは南魚沼産コシヒカリを食べていないのですよなんて言えば、南魚沼産コシヒカリのブランドなんて真っ逆さまに私は落ちると思うのですが、そういう思いを考えたことがあるかどうかについてお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 気持ちとしますと、おっしゃることは十分理解できますが、これはお昼の弁当は公費を使っているわけでも何でもないもので、それを南魚沼産コシヒカリを使わないから庁内出入り禁止というわけにはいきません。業者は業者で結局損益分岐点があるわけでしょうから、例えばさっき総務部長がちょっと触れたように、南魚沼産コシヒカリを使った弁当は幾らですよとかそういうことができればいいのですけれども、とてもいちいち炊く手間から何かするとだめだろうということです。

議員のおっしゃることは気持ちとしてはわかりますが、それを我々が南魚沼産コシヒカリを使いなさい、そうでなければ出入り禁止ですということにはこれはいきません。申しわけございませんけれども。これは同じです。議員のところのお弁当だって、それを使わなければ例えば我々が一切市で扱いませんよなんてことは言えませんから。そういうことで、それはちょっと別物だと思ってください。これは一人一人の意識になりますから、それは幾ら責められても、それについて私たちがそうしますということはちょっと申し上げられないわけでありませう。

そういうことは含めて、さっきの販促活動ですけれども、一生懸命回ってということはやっているつもりであります。これはちょっと議論の対象にはならないということをご理解いただきたいと思います。

○議 長 22 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 議会のときは、多分 50 円アップで議員さんは食べていると私は思うのですよ。まず、1 点、そのお弁当。それともう 1 個あるのは、要は企業の努力だとかいろいろありますけれども、例えば国体のときに弁当の注文。私はお弁当を提供していなかったですけれども、そのときに国体を運営している県が、南魚沼産コシヒカリを使ってくださいとかそういう指示を出しているのです。それじゃないとだめですとか言っているわけです。そういうのを置いといて——あとそれと心で思っているとか、そんなきれいごとではないですよ。北海道へ行けば、なるべく自分たちのところで消費して、それで自分たちがうまいと考えて人に売っていくと言っているわけですから、役所の中が一丸になれば、私は可能だと思いますよ。私は市長のその考えはちょっと間違えていると思います。

○議 長 市長。

○市 長 「天地人」の放映の際に、市内の飲食店にお願いを申し上げました。これはお願いです。大体、旅館組合関係はある程度使っていただいたのだと思うのですが、しからは、ではほかの店で全て南魚沼産コシを使っているかと言われれば、これはだって市の職員が食べに行くところだって幾らでもあります。庁内に入ってきて弁当を届けてもらうについて、議員がおっしゃったように南魚沼産を 50 円アップでつくるというのならそれは幾らでもいいですよ、それはそれで結構です。それはそれで別に我々がいろいろ申し上げるといことはありませんから、そういうのがあれば私はとりますけれども、そういうことはちょっと私の耳には届いていません。幾ら議員がそういうふうにおっしゃっても、これを無理やり市として押しつけてということではでき得ないことですので、それはひとつご理解いただかなければなりません。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 17 ページの歳入ですが、ふるさと納税についてです。先般、新潟日報で報道されていますけれども、ふるさと納税の受け入れ額といたしますかが公表されたようであります。非常に南魚沼市が少なかったのではないかと私は思っています。そうした中で、よそはやはりいろいろの特典を設けているなどというのが、報道の内容ではなかったかなと思いますが、その辺。あの記事を、報道を見て、その後何らかの変更をされているのか、取り組みがされているのかひとつお伺いをします。

それから 39 ページ、体育施設の 3,970 万円、これについては話があるということはわかっているのですが、こういうときには単価とかあるいは利用計画——どう利用できる、どうしようと思う、そういうのもやはりお知らせ願いたい。そして、かなり広大な土地ですので、これを市が持つということになりますと、いろいろな維持管理についての苦情等も来るかと思えます。そういった面でもこれを管理するというのには、どれぐらいの費用を見込んでい

るのか、そういう観点からひとつお聞きしてみたいと思います。

それから、私は武道館のときにもお話をしたのですが、やはり市全体で考えたときに、この広大な土地をどう利用していくかというのをまだ聞いていませんので言えませんけれども、全体でどういった財政計画を立てていくかという時期にもう来ていると考えますので、その辺を加味してひとつお話をしていただきたいと思います。

次に 41 ページの土地開発公社からの買い取りの物件ですが、これについては売却の予定があつての買い戻しであるか、計画をお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 ふるさと納税の件であります、今ここに上がったのは6月以降9月までの間ということです。この間、日報に載っていたのは、そう額が多いことではありませんけれども、確か県全体の中であんまり少ないほうでもなかった。以前はご承知のように大和出身の方が会社も含めて1,000万円超のふるさと納税をしていただいたり、それからこの前の予算で6月ですけれども補正で、柏崎にこちらから行っていらっしゃる方から100万円のふるさと納税もございました。そういうことでふるさと納税そのものが私たちは何も特典を与えずに——与えず何てことは失礼ですけれども——用意せずにそういう成果も上がっているということは事実であります。

この間、特産品協会の皆様方、町会議員もお2人ほどおいでいただいて、ふるさと納税のお礼の品に南魚沼市の特産品を使ってはどうかと、使ってもらいたいと。そのとき申し上げておきましたが、今、ご承知のように全国的にふるさと納税に対して相当お礼の品を送る、いわゆる過熱をしている状況であります。そうしますと、例えば十日町や魚沼市在住の皆さんであっても、南魚沼市のお礼の品物がよければ、自分のところに納税をしないで南魚沼市にして、そこから南魚沼から品物をいただく。これはどこでもみんなそうなります。

そういうことが本来本当にいいのか、ふるさと納税の趣旨と全く合わないのではないかという私は疑念がございまして、そこで皆さんからおいでいただいたときに、これは即否定だとか肯定だとかはしませんが、ちょっとやはり考えさせていただかなければなりません。

もう1つ国のほうもやはりこれを相当懸念しておりまして、本来のふるさと納税という意義が全然薄れてきている。本来は自分の出身地、あるいは愛着を持っている地域に、そこから離れている、大体はやはり首都圏の皆さんです。そこから税額の少ないそういう地域に税金を振り向けようというのがもとの考え方です。そこが全く今逸脱しておりまして、非常に問題が出ております。国のほうがこのことについても少しはやはり、制度の簡略化も含めて見直すという方向がちょっと出ておりますので、そういう状況を見ながら対応していこうと思っております。ですので、今そのお礼の品をつけるということは申し上げられるところではございません。

それから筑波大ですが、単価それらについては失礼しました、この後申し上げます。実は交渉の過程で、結局市が買収等に応じて——応じてというか気持ちがあれば、これはもう一般公募しますよ。公募と言えますかね。これがもし南魚沼市以外の民間の手に渡りますと

大変なことになろうということも、我々の頭の中にもありました。そしてさっき腰越議員からお話がありましたように、第2期工事の中では、当然ですけれどもあそこを相当駐車場用地に、それからこれはちょっと無理かと言われているのですけれども、今ある建物を何とか補修をして屋根つきの体育館に使えないのかと。どうも使えないということを現場を見た職員は言っているようですけれども、まだ私があきらめていませんで、またこれから調査をしたいと思いますが、そういうこともちょっと考えながら購入をさせていただこうと思っているところであります。

維持管理につきましては、周辺の地域がほとんど山林原野ということでありまして、新たに市が所有したから、あの地域の皆さん方があれもしろ、これもしろということには至らないだろうと思っておりますが、最低限度の維持管理はしていかなければならないと思っております。2期工事の、大原運動公園整備の2期の関係の中で、でき得る整備はしていきたい。財政計画は先ほど企画課長が申し上げましたように、今調整中でありますのでよろしく願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 土地開発公社と公共用地の買い戻しですが、現時点での売り渡しの計画はございません。以上です。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 単価の件でございますけれども、これは平米で625円という単価になっております。面積のほうは6万3,569平米ございますので、それを乗じていただきますと三千九百七十数万円になるのですが、端数整理の関係で3,970万円というのが土地の評価額ということで、筑波大学さんのほうではそれを基準に売買価格のほうを設定しているという状況です。土地の価格が3,970万円ということでして、そこにあります建物のほうを撤去する費用ということで2,080万円相当を筑波大学さんのほうも土地の価格から減じているという形になっております。

したがいまして、もしも今回の契約の段階で、建物を筑波大学さんが撤去して市のほうに売却という形になりますと、用地の購入費のほうは3,970万円という数字になったというふうにご理解いただければと思います。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 単価のほうについては了解しました。利用計画についてですけれども、私は以前申し上げましたが、2期工事についてはちょっと見合わせたほうがいいのではないかという考え方を持っています。要するに今現在の状況というのは、投資というよりもやはり市民の生活を守っていくという方向に財政を投下していかないと、なかなか大変になるのではないかという意味合いを私は持っています。所見を伺っておきます。

○議 長 岡村議員、質疑は自己の意見を述べることはできませんので注意してください。

○岡村雅夫君 はい。それから公社の土地ですが、もう少し説明がやはり必要ですね。計

画があつて買うのかというのに関してはありません。これは市長の考え方で一般財産として管理をし、私は常に前から言っているような形で、一般財産として売却先を探す。あるいは利用計画を探す予定だということぐらいの話はしなければならないし、今までもこの件に関しては、市長は水無については買い手が見つかるという予想をしゃべっているわけでありますから、当然私が言うように売却の予定はあるかと聞くわけです。そうでないですか、課長。（「課長じゃない」と叫ぶ者あり）それがありませんということなのか、そこを聞きたいということです。

○議 長 市長。

○市 長 私も何か投資をするときに、市民の生活を守らずにそれを犠牲にして投資をするなんてことを今までしたこともありませんし、するつもりもございません。ご承知のように当然使うとすれば合併特例債を使うわけですから、合併特例債そのものがハードですね。これを市民の生活を守るための何か料金の値下げのために使おうなんてそんなことはできないということは十分ご存じでしょう。ですので、そういうことではなくて、やはり、今、市がこれから生き残っていくためにどういう施設が必要かと、この観点に立ってやっっていかなければならない。

若い皆さん方からスケートボードのやはり競技場といいますか、練習場的な部分も欲しいという話も今来ているところであります。これは大体やるとすればすぐ 5,000 平米ぐらい使うわけですから、そういうことも含めて財政的に無理のない範囲の中でやるべきはやらせていただこうと思っております。

それから議会答弁は、私がちょっとしゃべり過ぎるのであれですけれども、常に簡潔に。議員から聞かれれば、そういう計画あるか。「ありません」これで不足だということになりますと、またやはり相当つけ足して物を言わなければなりません。

部課長はいろいろ政策的なことについて、いちいち述べる部分がありませんから、今そういう計画はありませんとこういうことだけですから、それが木で鼻かんだようだからおもしろくないなんて言われれば、議会の答弁は今度部課長もなかなかできなくなりますよ。それはひとつご理解をいただきたい。

これは結局土地開発公社で所有している土地を早く買い戻し、あるいは処分をしたい。これで市で今買い戻しをしてしまえば、後の金利は全くかからないわけです。そういう中でじっくりと売却先を高い部分を見つけていこうということです。あと残るのは八海山、あそこだけです……。天王町もありました。これはもう来年売りますけれども。そういうことですので、私に対してならそういう議論の吹っかけは結構ですけれども、ひとつご容赦をお願いしたいと思っております。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 後段に公社についてはそういう説明があつてしかるべきだったということです。要するに一般財産として利息をといたあたり、私が前から言っていることであります。

それで筑波大学の問題について、合併特例債だからということは、余りそういった固定した考え方はいかなものかと思っています。やはり負担というのはついて回る。要するに以前にも言われたように、我々は経験しているのですけれども、合併前ですよ。優良債、優良債でどんどん建設をやっていった。そして合併せざるを得ないと、財政破綻だとか財政的にとかいうような話がなされた経過がある。やはりそれとも関連していますので、合併特例債は後年度負担がないなんていう考え方はしないほうがいいということで、私は申し上げておきたいと思います。

それで、利用計画について、そういう話からやっとなってくるわけですが、では建物はどういう——体育館の部分を残してそういった利用ができないかという計画なのか、全て壊すのかというその辺に、やはり問題が出てくるのですけれども、その辺、どこまで撤去し、そして更地化するのか。スケートボードの練習場とかなんて話がありますけれども、そういったのが本当に計画されていくのかどうか。それについては県がどうのこうのという話まであるわけでありまして。県にお願いしたとかという話まであるわけですから……（「それは、あなた、ハーフパイプのことでしょう」と叫ぶ者あり）そのあたりから試みて、どういった利用計画があるのかというあたりをもう少し明らかにしておくべきではないかと思っています。

○議 長 市長。

○市 長 筑波大の用地は、まだ買える、買えないということがわからない時点では、なかなか2期工事の計画ということでは入れられなくて、2期工事の中で屋根つきグラウンドというのがありましたね。それを今の多目的グラウンドの道路のすぐ上、あの部分がちょっと市の所有地なので、そこあたりに確か図面上では載せていたわけです。ところが、非常に狭くてこれはなかなか無理だろうと、そういうこともあって、今この用地が取得できますれば、そういうことも含めて6町歩の中にある程度組み込んでいきたい。さっき言いましたスケートボードもそういうことで財政的に許せば、それはやっていかなければならないということでもあります。

今ある建物は、とりあえず取り壊し費用がこれだけかかると、これは筑波大が見積もった部分ですからこうして予算計上してございますけれども、骨組みだけでも例えば残してある程度使えないのか。職員は大体行ってきたらだめだろうと言うのですけれども、まだ私があきらめきれないで取り壊せとは言っていないので、やはり使える部分は使って費用を抑えていかなければならない。

それから、もうこれからは、ある程度額の大きい部分、道路改良も含めてですけれども、ほとんど合併特例債を使ってハード整備をやっていきます。それはもう限度額は近づいていますから、そうどンドンと言うつもりではありませんが。ですので、後年度負担が3割あるということは十分承知しておりますし、それにしても一番有利な起債でありますので、これはやはり使うべきところは使わせていただきたい。

それは財政計画の中できちんと負担分を計算しながら、将来的にも南魚沼市の財政に悪影響を与えないような方法を取りながらやっていきたいと思っております。まだ、2期計画の

全容を皆さんのところへぼんと出してこうですよということは、まだ我々も固まっておりますのでこれから財政計画ともども練り直して、そしてまたいずれご公表させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 32、33ページの城之入のリサイクルセンターのところにポンプのやつがつくと思うのですがけれども、その威力というか効果というかはどれぐらいの。23水害でかなり水が上がったわけですし、今年の9月16日、あのときは18号の台風ですかのときでも、かなり膝ぐらいまでの水が道のところであったわけです。効果というものがどれぐらいあるのか教えていただきたいと思えます。

ちなみに23水害、清塚部長のときに、ポンプを全部稼働させても1ミリぐらいしか下がらなかったというような検証が出ていますので、ぜひ、やったときの効果というものがどれだけあるのか教えていただきたいと思えます。

そして38、39ページの図書館の臨時職員賃金ですけれども、聞き落としていたら申しわけないのですが、新たな方なのか、また臨時職員を置く理由というものをお聞かせいただきたいと思えます。

○市民生活部長 ポンプを設置した場合の効果ということですが、平成23年の大水害、あれ級が来たときに全く浸水がないと言われてますと、そういうわけにはとてもいかない量だと考えています。ただ、これの設置は、地元との協議の中で効果が全くないわけではないので、できることをとにかく市として地元と協議をしながら、できる限りのことを——県との関係で排水できる量というのも決まっておりますので、その中で最大限の排水をしていこうということで、地元と協議の結果やっとならした量ということになっています。

これを回したことによって水位が低下するわけですが、その実際の効果については、5センチとかというレベルの話になるかなとは考えています。ただ、平成23年の水害——余り異常と言ってはならないのかもしれませんが、そのレベルでなくて去年の水害等のときにもポンプは稼働していたわけですので、それらであれば地元の方のところに迷惑がかかるという数値にはならないだろうと。当然のことながら、今あります不燃の処理施設につきましては、浸水はいたします。ただこれにつきましては、機械類については上げてありますので、その辺のところには支障がないものだと考えております。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 図書館の臨時職員の問題でございますけれども、今現在職員が11人ございます。うち1人は支援学校卒業生で掃除等を専門にやっております、10人の職員が2交代で回しております。総務文教委員長長の報告にもございましたけれども、6月1日開館以来、職員は本当に年休もとれないような状況で2交代制で頑張っております。とてもこれでは無理だということで、新たに12人目の職員を8月1日から臨時で採用をさせていただきました。以上でございます。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君　　城之入の件ですけれども、ポンプを設置してそうやっていただくのはすごくありがたいと思うのですけれども、もともとの水路の路線が建物全部を回っているような形でして、真っすぐにいく形状とかそれを回避する——機械は平成23年の水害で上げたのですけれども、あそこばかりがプールになってしまう形状です。そういうこともまたいろいろ検討していただいて、国、県絡みのことになると思うのですけれども、河川のほうもしっかりと見ていていただければと思います。そちらのほうはわかりました。もっといっぱい人が来て、もっと人がいっぱい使えるようにしてください。

○議　　長　　25番・樋口和人君。

○樋口和人君　　17ページの安心こども基金事業の県補助金と、その下の保育緊急確保事業の県補助金ですがちょっと振りかえになったりしていて、そのほかにも県から保育の緊急確保というのが来ています。確か当初予算のときに児童館の予算の話の中で、一昨年かに児童館に関する補助金が半額になって、それが昨年ちょっと戻ったけれども、その辺をまだ市からの補助金が非常に少ないですよというお話をしたときに、多分、この安心こども基金の中から児童館のほうにお金が行くので、大体当初といいますか今までと同じぐらいの額が児童館のほうには回るという答弁を確かいただいていたと思うのです。その辺は今の組みかえの中で問題なく、そういう形に組みかえて、安心こども基金ではないのになったわけですが、それでも児童館に対しては支障がないような補助金ということで行くのか。その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議　　長　　福祉保健部長。

○福祉保健部長　　ご指摘の、安心こども基金からその部分を児童館へ補助金の振りかえということですが、具体的にはこの中に児童館の補助金への給付分といいますか、それは含んでおりません。これはいろいろ事情がありまして、児童館につきましてはまた別途改めてといいますか。本当は国のほうから一般財源で交付金でという話があるのですけれども、その辺はちょっと明確になっていない部分がありますので、それは今後研究材料にさせていただきたいと思っています。以上です。

○議　　長　　25番・樋口和人君。

○樋口和人君　　そうすると児童館の運営というのもちょっと支障が出てくるのかなと思いますがその辺のことと、今後、市として、児童館は今、塩沢にしかないわけですが、この辺を児童館という施設について市が今度どういう観点で政策的に持っていくか。その辺も今後きちんとやはりしっかりした考えを持って、こういう言い方あれですけれども、今までの旧町単位の時代にあったやつだからという形でいくのか。あるいは市としてきちんと児童館という施設を、今後各地区に置いた中で、子育てですとか子どものために進めていくのか。その辺のやはり政策的なことも今後きちんと示していただければありがたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議　　長　　市長

○市　　長　　児童館につきましては、旧六日町にも一時あったが六日町時代にやめてお

ります。今、議員おっしゃったように、これから児童館について市がどういう方向でということでありませけれども、児童館を各地区に置こうとか、これからどんどんと発展をさせていこうという考え方は全く持っておりません。

今の児童館をどういうふうにやっていくか。これは去年、おととしからですか、ちょっといろいろ補助金の関係とか問題点もありまして調整をしているところでもあります。その地区に1つだけあるこれはこれであって悪いということではありませんけれども、児童館という部分については、でき得れば解消をしていくということが、私は望ましいと思っております。では、それにかわる部分が何かと、これは出てくるわけですのでその辺を調整しながら、今すぐということではありませんけれども、子ども・子育ての支援の部分の中でどういう位置づけができるのか、考えていかなければならないと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「まだいっぱいある」と叫ぶ者あり〕

○議 長 簡潔明瞭にお願いいたします。ではあと1人で、16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まずは22ページ、総務費の関連で徴税費ということで1つお伺いしたいのは、市長の所信表明にありました東京事務所が今月末で閉鎖ということについてであります。これは平成15年に旧塩沢町で始まった取り組みでありまして、非常に思い切った取り組みであったということで話題をまいたわけであります。このことが今現在どのような状態になっているかというのは、総務文教委員会の報告でも知りました。この取り組みに対する意気込みでありますね、この部分をどのように総括をして、今後の徴税に当たるのかというところをお伺いしたいと思います。

33ページであります、観光交流拠点の消雪施設工事費でありますけれども、今現在、冬になると非常に消えの悪い部分がところどころ見えるという部分を直すだけであるのか、あるいは今現在冬場になると使っていない部分に対して消パイを拡張していくというものであるのか、というところをちょっとお伺いしたい。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 東京事務所の閉鎖の件でございますけれども、所信表明のほうで述べさせていただいたとおりでございます、理由のほうもそちらで市長から説明があったかと思っております。現在それこそ回ってもらってはいますけれども、なかなか留守がちであったりということから、対面での徴収あるいは、ということもできておりません。それから調査につきましては、こちらのほうから各市役所に直接調査をかけることもできますし、それから預金調査を現実にこちらのほうから行って、なおかつ差し押さえ等も行っているのが現実でございます。

今、1人お願いをしているわけですが、この方につきましても高齢でございますし、東京からなかなか離れておりますので、回ってもらっているどうしても行かなければならないというところについては、こちらからの出張でも新幹線を使っていけばすぐに行けます。そんなことから、ここで費用対効果ということでもありませんけれども、この際に閉鎖をさせて

いただくという判断をさせていただきました。以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 議員ご質問の、結論から言いますと両方考えてということであります。具体的には今、入場利用者数が大変多くなってきておまして、冬期間駐車場が狭くなっている。特に北側のいわゆる大型バスといいますかの駐車スペースの部分、それから「ゆきあかり診療所」ができて、診療所に入るところの動線この辺が消えにくくなっているという部分、それから現存の直売所の屋根あるいはその周辺が消えづらくて非常に困っているという部分がございますので、その辺を解消するための経費でございます。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 東京事務所に関してでありますけれども、あえて東京に事務所を構えてもやろうという、納めていただくものは納めていただくというこういう精神が、9月以降、コンビニ収納も含めてでありますけれども、そういうところに徴税に当たっている職員全員にそういう精神が受け継がれているのか、というところが私は聞きたかったわけです。そういうところはどうかという部分でお聞きをしたわけです。

それから、観光交流拠点についてでありますけれども、この部分については冬場の駐車場拡張は絶対に必要だということを言いました。そのときに、水が今よりも多く流れるとなると、要は農業用水路に入るわけですので、その排水路の排水が実は水が多過ぎるためになかなか排水路から流れない、あふれる、田んぼに入るといった状況が出ています。この辺もきちんと調査をして、そういうことが起きないようにしていただいて、駐車場を広げていただきたいという話をしたのですけれども、この辺の調査についてはどうですか。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 職員の士気は、ということですが、徴税に当たっている職員の士気は今大変高いというふうに考えております。県の機構に参加をして徴収技術等を学んできて、先ほども東京事務所の件でも説明をさせていただきましたけれども、預金調査それから給与等の調査これらを行った上で、滞納処分を中心に実施をして、東京のほうについてもやっておりますので、そういう意味で職員の努力はこれからはもしていただけると考えております。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 以前、議員のほうからもそういったご指摘がありまして、現場のほうを確認させてもらってはおりますけれども、なかなか具体的に排水路の関係を、例えば結論に持っていくとかなかなかそういう対策がとれないという部分もございまして、直接水量とかそういった部分での調査、具体的な調査という形ではしておりません。今後、特に消パイ、消雪施設ということで、冬期間の消えるということ自体はいいのですけれども、そういった周りへの影響という部分も当然ございますので、その辺はまた検討しながらやっていきたいと思っております。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 簡潔明瞭をお願いします。17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 31ページ、南魚沼産材で家づくり事業、600万円の補正ですが、16棟という話がありました。消費税引き上げ後の補正ですから非常に喜ばしいわけですが、この背景にはどんなことがあるのか聞かせてください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 これにつきまして当初予算の中では、今までの実績等に応じてちょっと減額の当初予算でございました。木材利用ポイント制度ですか、これあたりの利用延長があったり、あるいは県の制度こういったものもありまして、市の制度とを使うと3つの制度を使いながらできるということで、ことしもう既に予算を消化してしまう。相談が何軒か来ているのですが、これ以上それを消化できないという部分がございます、今回補正ということで対応をさせてもらったものです。以上です。

○議 長 17番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 今、日本の杉林が適期を迎えていまして、ある意味、日本で使う以上は世界で一番安い木材という評価もあるわけですし、こういう時期に県外も含めて打って出る、南魚産材の良さというものをもう1回詳しく分析した中で、そういう手も打って行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 国内どこもそうだと思うのですが、常々言っておりますようにいわゆる木を搬出したりする部分での経費そういった部分を考えますと、当市の現状から他の地域に打って出るということになると、なかなか価格面の部分は当然考えなければならないと思っています。実際にそれを出せる需要があったときに、出せる状況にあるのかという現実的な作業道ですとか林道、そういった問題もございます。その辺を少しずつ予算かしながら整備をして、搬出できるような条件を整えるということでやってきております。そのような方向で、当然市の産材を使ってもらい、それが林業の発展につながるわけですから、方向性としてはそういう方向でいいと思うのです。ですが、なかなか今すぐ、ではほかに打って出る対応ができるのかということになると、まだ条件がもう少し整わないとだめかなという気はしております。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 75 号議案 平成 26 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 75 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩いたします。休憩後の再開は 3 時 35 分といたします。

〔午後 3 時 16 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後 3 時 33 分〕

○議 長 日程第 7、第 76 号議案 平成 26 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 76 号議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。今回の補正は、皆さんご承知のとおり 5 月 27 日開催の議会全員協議会で協議いただきました方針に基づき、それぞれの項目の精査による主要額の補正をお願いするものであります。

主な内容といたしましては、歳入では税率据え置きに伴い国民健康保険税の収入額を減額、決算に伴い確定した繰越金を増額し、歳出では当初予算で不足する療養給付費の増額、後期高齢者支援金及び介護納付金について額が確定したことから減額、国県負担金補助金について前年度の精算に伴う返還金を増額するものであります。これによりまして歳入歳出予算の総額にそれぞれ 7,480 万 3,000 円を追加して歳入歳出予算の総額を 61 億 3,280 万 3,000 円としたいものであります。

詳細につきまして市民生活部長に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 それでは詳細についてご説明申し上げます。予算書の事項別明細書 8、9 ページをお願いいたします。歳入の 1 款 1 項国民健康保険税、一般保険者 5,741 万円及び退職被保険者国民健康保険税を 3,374 万円、合計 9,116 万円減額いたします。保険税率を据え置きし 6 月に本算定された平成 26 年度国保税に基づき医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を調整するものです。

3 款 1 項 1 目特定健康診査等負担金、特定健康診査等事業費の増額に伴う国庫負担金の増 120 万円です。3 款 2 項 1 目財政調整交付金、特別調整交付金 2,000 万円の増、額は確定しておりませんが昨年度と同額程度を計上いたしました。

5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金 59 万円の減、交付額確定に伴う減額です。

6 款 1 項 2 目特定健康診査等事業費の増額に伴う県の負担金の増分 120 万円になります。

10、11 ページをお願いいたします。11 款 1 項 2 目前年度繰越金 1 億 4,326 万円の増、補正後額で 1 億 7,326 万円、前年度決算額確定額全額になります。

I 2 款 4 項 5 目諸収入の雑入、特定健康診査実費徴収金、こちらにつきましては 600 人分 90 万円の増になります。

12、13 ページをお願いいたします。歳出の2款1項1目一般保険者療養給付費 8,500 万円の増、及び3目一般被保険者療養費 470 万円の増については、単価上昇分及び今後の予想外の給付費の伸びに備えるものです。

3款1項1目後期高齢者支援金等、次の4款1項1目前期高齢者納付金、その次6款1項1目介護納付金については、納付金等の額が確定し通知があったことからそれぞれ減額するものです。

14、15 ページ、8款1項1目特定健康診査等事業費、特定健診委託料に不足が生じる見込みであることから600人分360万円を追加するものです。

11款1項3目償還金、過年度国県補助金等返還金 5,277 万円の増額、前年度概算交付されていた療養給付費等負担金をはじめとする国県補助金等について、受け取りの過受領分について実績に基づき精算返還するものです。11款3項1目直営診療施設勘定繰出金、病院事業で医師確保や救急患者受け入れ等に要した経費の一部について、特別調整交付金で措置される見込みですので、昨年度とほぼ同額を計上しました。

1 ページに戻っていただきまして、歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算総額に7,480万3,000円を追加し、予算総額を61億3,280万3,000円としたいものです。以上で説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ことし4月から70歳から74歳の人の窓口負担が1割から2割に増やされて引き上げられましたが、これによる受診抑制がありはしまいかというのが懸念される所です。そういった傾向というのはあるのか、ひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 市民課長。

○市民課長 ことしから新たに70歳になられた方ですね、去年まで70歳以上で74歳までの方については、同じく2割負担が続いているわけでありましてけれども、ことし70歳に到達された方については、法令どおり2割負担ということで施行させていただいているところであります。

特にこの件について、市民から受診しづらくなったとか、負担が重たいという意見、苦情等は私の耳に届いておりません。特に受診抑制ということが表立って聞かれている状況ではございませんので、報告させていただきます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 医療費全体ではどんな感じでしょうか。景気等の関係が若干出ているかどうか、ひとつお聞きします。

○議 長 市民課長。

○市民課長 景気の動向によりまして、医療費が上がっている、下がっているということは、今の段階では平成26年度の会計においては特に目立って見えてはおりません。平年どおりと、被保険者が昨年よりも減少しておりますので、その分の若干の減少は見えますけれども、単価的にはやはり上昇傾向にありますので、同じ推移を今見ているというふうに私は感じて

おります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 76 号議案 平成 26 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 76 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、第 77 号議案 平成 26 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 77 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。今回の補正は平成 25 年度決算に基づき繰越金等を計上するものであり、主な内容といたしましては、歳入では前年度繰越金 1 億 4,326 万 7,000 円を計上し、歳出では介護給付費準備基金に 1 億 2,989 万 6,000 円を積み立てるほか、平成 25 年度事業の精算額に基づく国県への返還金等を計上するものであります。これによりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 4,326 万 7,000 円を追加し、予算総額を 64 億 1,351 万 3,000 円としたいものであります。ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 77 号議案 平成 26 年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 77 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 9、第 78 号議案 平成 26 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 78 号議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。これにつきましてもこの補正は平成 25 年度決算に伴いまして、歳入では繰越金 756 万円の増額、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金について前年度保険料の精算分 746 万円を増額し、過年度所得の修正に伴う保険料還付金に不足が生じる見込みであることから 10 万円を増額するものであります。これによりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 756 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 8,856 万 5,000 円としたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 78 号議案 平成 26 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 78 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 79 号議案 平成 26 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 79 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。今回の補正は歳入では平成 25 年度決算に伴う繰越金を追加し、歳出では諸支出金に一般会計繰出金として歳入で追加した繰越金と同額を計上するものであります。これによりまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3,173 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 9,873 万 8,000 円としたいものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 79 号議案 平成 26 年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 79 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 80 号議案 平成 26 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 80 号議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。今回の補正は、今年度下水道事業費の内示によります公共下水道及び特環下水道事業費 8 億 3,100 万円の減額が主な内容で、歳出の下水道事業費減額に伴い、歳入の国庫支出金 4 億 1,760 万円及び市債 4 億 2,800 万円を減額するものであります。また、前年度繰越金の確定によりまして、歳入の繰越金、歳出の一般会計繰出金にそれぞれ 4,912 万円などを計上いたしました。

なお、平成 26 年度下水道事業費の内示は、要求額に対しまして 54%程度の子算化であります。これは前年度の国の補正予算によります平成 26 年度事業費前倒し分 6 億 3,000 万円がございますので、これを当年度事業費と合わせますと要求額の 89%で、ほぼ要求どおりの事業執行が可能となっております。これを受けまして、歳入歳出予算の総額から 7 億 9,318 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 50 億 7,881 万 9,000 円としたいものであります。

詳細につきまして企業部長に説明させますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それでは説明を申し上げます。事項別明細の 8 ページ、9 ページをご覧くださいと思います。歳入の 3 款であります。国庫支出金 1 項 1 目の特環及び公共下水道の社会資本整備総合交付金につきましては、国の内示によりまして 4 億 1,580 万円ほど減額をするものでございます。この中で水洗化の補助分でございますが、先ほどもちょっとお話し申し上げましたが、本年度、平成 26 年度は申請が増えているということで、1,400 万円ほど追加をしたいものでございます。実績が 7 月末時点で 290 件、昨年の 1 年間で 208 件に対して 7 月末で 290 件と、40%ほど申請が増えているという内容になっております。2 目の浄化槽市町村整備事業費でございますが、これにつきましても国の内示によりまして 180 万円を減額するものでございます。

4 款の県支出金 1 項 1 目でございますが、農業集落排水事業の補助金でございます。県単の償還補助でございますが、新潟県からの変更内示ということで 90 万円を追加するものでございます。

それから、5款の繰入金1項1目でございますが、歳入歳出の調整額としまして公共下水道で1,058万円を追加、農業集落排水事業で819万円を減額補正をするものでございます。

6款の繰越金1項1目でございますが、平成25年度の決算によりまして、説明欄の記載のように事業別に追加計上をするものでございます。

めくっていただきまして10ページ、11ページをご覧いただきたいと思います。8款の市債でございますが、1項1目及び2目につきましては、平成26年度の事業費内示によりまして説明欄記載のとおり所要額を補正するものでございます。4目の浄化槽市町村整備推進事業債でございますが、国の内示によりまして補助金が減った分を起債に振りかえるものでございます。

12ページ、13ページをご覧いただきたいと思います。歳出の1款の総務費でございます。1項1目下水道一般管理費でございますが、消費税につきましては平成26年度中に支払が生ずる申告によります申告納付額及び中間納付額の不足額としまして、833万円を追加計上するものでございます。一般会計繰出金につきましては、1目、2目、3目いずれも歳入で計上されました前年度繰越金相当額を一般会計に繰り出すものとなっております。

3款の下水道事業費であります。1項1目下水道事業費でございますが、公共下水道事業につきましては、国の内示によりまして管渠整備費につきましては1,200万円、接続補助分については300万円それぞれ補正をお願いするものでございます。それから特環下水道事業費でも、国の内示によりまして管渠整備費につきましては8億7,100万円の減額、接続補助分につきましては2,500万円を追加補正するものでございます。3目ですが、浄化槽整備費でございますが、財源の変更のみとなっております。

14ページ、15ページをご覧いただきたいと思います。4款公債費でございますが、4款公債費1項1目の元金でございますが、平成25年度の資本費平準化債について償還の条件の変更がございまして、償還期間の据置期間がないものと見ておりましたが、据置期間が3年ということになりましたので、平成26年度の償還予定額が不要になったため減額をするものでございます。2目の利子でございますが、平成25年度債の利率が決定されたということで、事業別に増減がございまして、総額4万円ほどを減額補正するものでございます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 80 号議案 平成 26 年度南魚沼市下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 80 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 81 号議案 平成 26 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 81 号議案につきまして提案理由をご説明申し上げます。今回の補正は、資本的収入の既決額 7 億 7,645 万 2,000 円に企業債 2 億 4,900 万円を追加することで 10 億 2,545 万 2,000 円とし、資本的収入が資本的支出に不足する額 10 億 8,225 万 3,000 円を 8 億 3,325 万 3,000 円に改めるものであります。

企業債 2 億 4,900 万円の追加は、平成 26 年度からの公営企業会計制度改正により、当初予算では資本費平準化債の借入限度額は 1 億 5,000 万円と見込んでおりました。起債借入限度額の算定において特例が認められたことによりまして、資本費平準化債の借入限度額が 3 億 9,900 万円となりましたので、既決予算との差額 2 億 4,900 万円を増額補正するものであります。なお、借入限度額は大幅な増額となりましたけれども、後年度負担を考慮しながら実際の借入額は本年の中間決算、あるいは年度末決算を見込み勘案し決定したいと考えております。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 81 号議案 平成 26 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 81 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 82 号議案 平成 26 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 82 号議案について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正は、大和病院事業の収益的収支におきまして試算減耗費を増額補正し、その他医業収益及び他会計補

助金を追加するものであります。新病院事業の資本的収支においては、医療機器等の購入費を増額補正し、財源としては企業債を予定するものであります。

まず、大和病院事業の収益的収入では、その他医業収益において医療相談収益を 380 万円追加し、その他医業外収益においては国保直診施設特別調整交付金として国保会計補助金を 219 万円追加するものであります。収益的支出では、基幹病院駐車場整備のために病院前の庭園が撤去され除却が必要となることから、固定資産除却費に 600 万円追加するものであります。

次に新病院事業における資本的収入では、医療機器整備に係る企業債を 2 億 5,000 万円追加するものであり、資本的支出では集中治療室の医療機器等購入費として 2 億 5,000 万円を増額補正するものであります。これによりまして、大和病院事業の収益的収入及び支出の既決予定額にそれぞれ 600 万円を追加し、事業収益総額を 39 億 3,305 万円に、費用総額を 42 億 8,893 万円に改め、また病院事業資本的収入及び支出の既決予定額にそれぞれ 2 億 5,000 万円を追加し、総額を 38 億 6,884 万円に改めさせていただきたいものであります。

詳細につきまして大和病院事務部長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 それでは詳細の説明を申し上げます。議案の 1 ページをご覧ください。第 1 条は総則でございます。第 2 条収益的収入及び支出の補正、第 3 条の資本的収入及び支出の補正につきましては、実施計画明細書で説明を申し上げます。

6 ページ、7 ページをご覧ください。収益的収支でございます。大和病院事業に係るものです。収入では 1 款 1 項 3 目その他医業収益に人間ドック収益の増収分として 3 節医療相談収益に 380 万円を追加し、3 項 1 目他会計補助金の 2 節国保会計補助金に国保直診施設特別調整交付金を 219 万円追加計上し、総額で 600 万円を増額計上いたしました。支出では、市長の説明にもありましたように基幹病院駐車場整備のため、病院前庭園の撤去が必要となりまして、池、庭石、植栽等の除去、取り壊しをしなければならないことから、1 款 1 項 5 目資産減耗費 2 節固定資産除却費に 600 万円を増額計上いたしました。

資本的収支でございます。こちらは新病院事業に係るものです。収入では 2 款 1 項 1 目企業債 1 節企業債に医療機械整備に係るものとしまして 2 億 5,000 万円を増額計上いたしました。支出では躯体建築に影響し発注から納品まで時間を要する集中治療室、それから中央材料室等の医療機器を前倒しして発注することが必要になることから、2 款 1 項 2 目医療機械等購入費 1 節医療機械等購入費に 2 億 5,000 万円を増額計上いたしました。

2 ページをご覧ください。第 4 条企業債の補正です。企業債の増額に伴いまして限度額を 2 億 5,000 万円増額し、33 億 9,050 万円に改めたいものでございます。

4 ページをご覧いただきたいと思います。平成 26 年度、今年度からの予算から会計制度の変更により義務づけられました南魚沼市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書の補正でございます。記載のとおりとなっております。よろしくお願いたします。以上で説明を終わ

ります。

○議 長 質疑を行います。6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 2点お伺いしますといたします、といたしますか、確認をさせていただきます。金額的とかそういう面に私は異論ないわけですけれども、参考までにお聞きしたいのです。今、説明のありました医療機器購入費、病院の本体の建設の進捗に合わせて、そしてまたこれも時間がかかるのでということで、ここで2億5,000万円ということです。一番心配なのは、ここで医療機器は全部で8億円ぐらいになるのですけれども、病院の建設といたしますか引き渡し、この間の特別委員会だと9月中ごろになるという話でした。この部分だけ先に進めるのかもしれませんが、病院建設とのすり合わせといたしますか、スケジュール的な、工期的な、そこら辺ができていますのか。私は8億円の医療機械がこの年度内に入る、入らないと、来年度の貸借対照表といたしますか、そこに大きくちょっと影響が出てくると思うのです。ですので、予算化したのはできるだけ買っていただかなければならないし、買う分には私は異論ないのですけれども、そのスケジュール的なすり合わせはできているのかというのを1点お聞きしたいと思います。

もう1点が、その資金になりますのが、企業債といたしますか病院債といたしますかそれで見ているということで、建設改良費で企業債の補正がありました。全部で33億9,000万円、この金額もいろいろ話には聞いていることですので、異論はないわけです。けれども、一番心配なのは、この中でこれは企業債ですから合併特例債とはちょっと関係ないのしょうから、建設にかかわる企業債の中で多分一般会計の持ち出しがあると思うのです。一般会計の持ち出しがある。その中でも今度交付税で処置される部分がある。だけれども、純然たる持ち出しがある。それがこの33億円の中ではどのぐらいになっているのか。この辺でちょっとチェックをさせていただきたいと思いますので、この2点だけお願いいたします。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 工事と機械とのスケジュールといたしますか調整は、当然行っておりまして、医療対策室、設計士等も含めまして調整を図りながら進めているところでございます。企業債につきましては、医療対策室のほうでお答えをいたします。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 スケジュールのすり合わせはそのとおりでございます。特別委員会のときにも申し上げましたが、極力スケジュールを縮めるために医療機器の搬入も最終的な部分は一緒ということで今考えておりますので、毎週とは言いませんが2週間に1回ずつ廣田先生を中心とした皆さんと打ち合わせをしながら進めているという状況でございます。

もう1点の起債でございますが、当然22.5%が交付税でございますし、それに見合う額が、これはルールとしまして一般会計で出すというルールはございます。ただ、そこを純然と出すのかどうかというのは、その時々々の財政状況によりますので、当然交付税のみを出すという市町村もあります。そこはまた病院の会計でどういくかということでございますが、ルー尔的には22.5%の掛ける2というのを、一般会計から繰り出しという格好で出して、その半

分については交付税で来るという規則的にはございます。ただ、そのルールが、市町村と
いいますか自治体の状況によって、22.5%は当然国から来るお金でございますのでもう満額
出すということでございますし、あとはいろいろ経営の状況を見ながらということになると
思っております。以上でございます。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 パーセントで言われてちょっとわかりづらかったのですが、では33
億9,000万円のうち半分が病院のほうの努力です。あと半分については交付税も含めて自
治体負担、その中には交付税が、今22.5%と言いましたか、残りの部分が純然たる持ち出し
ということで、大体今のところこの中では額にしますと1億円弱ぐらいな——その計算では
じいて出した額が実際の持ち出しということですか。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 33億円の22.5%ですと約7億5,000万円になります。ですので、7億
5,000万円を逆に掛ける2になりますので、一般財源としましては7億5,000万円を長期債
であれば25年をかけて繰り出しをしていくという計算になります。ということでございまし
て、22.5%掛ける2でございます。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 7ページの固定資産除却費600万円について伺いますが、基幹病院絡めて
大和病院それから旧八色園そして新八色園とこういう中で、土地利用計画というのがどうな
っているかというのがなかなか見えないのです。病院前の庭園というのは景観上と申します
か、非常に有効だと私は思っているのです。そしてロータリーになったりしてしまして、大
和病院がああ現状で一、二年いくと、あるいはもっと延びるかもわからないという状況の中
で考えますと、私はあの庭園、池はそれなりに意味があるのかなというふうに捉えている1
人です。

そうした中で、あの一帯で薬草園等もなくなり、緑と申しますかそういった土地もないと
いう感じです。私は600万円かけて壊すよりも、それなりの残す価値というのはあるのかな
と感じているのですが、そういった検討はされた経過があるのか。

また、どういった土地の所有形態になるのかもわからない状況で、取り壊しとか駐車場計
画とかというのだけ示されるのですが、そういう点からして、もう少し市が主体性を持
った形の土地利用計画を立てられないのかお聞きしたいと思います。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 景観の件でございますが、いろいろ賛否両論あるのかなという感じがし
ておりますし、当然でございますがモニメントなどもありまして、どういう経過かという
のは今調べているところでございます。

あそこの部分でございますが、5月の特別委員会でご報告申し上げましたように、駐車場の
整備といいますか大和病院の取り壊しを含めてですが、大和病院に向かって左が1期、2
期、3期、4期と詰めさせていただいたところでございます。3期、4期につきましては、

病院を壊す部分がかなりございました。先般の特別委員会で内定ということで出ましたが、松島院長予定者を含めまして、3期、4期計画につきましては、先般の特別委員会で示させていただいたように取り壊し部分をぐっと圧縮した形でさせていただくということでございます。

駐車場でございますが、土地利用——全体の中で駐車場が一番大きなウエイトということでございますが、取り壊しが減ったことによりまして120台前後だったかと思うのですが、計画の800台強からちょっと減ってくるということで700台弱かなということでございます。

今、再計算といたしますか、基幹病院のほうに本当に何台要るのですかということしておりますし、私ども試算が出ておりますので、それに従ってまた全体の台数はきちんと決めてまいりたいと思っております。今のところ大丈夫かなと考えておりますが、したいと思っております。

それから石の関係も裏に庭がありまして、石も捨てずに確保してございます。それをどう使っていくかというのも新病院の外構も含めましてちょっと検討してまいりたいと考えています。以上でございます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 病院をとりあえず壊さないということでありますので極力——庭園は私は非常にいいものだ。景観上も、こういうところがやはりくつろぎの場というか憩いの場というか、あるいはほっとできる場所というのは、そういう点ではいい場所ではないかと思えます。

大和病院を建設する段階でも、その正面にああいった形を残してあるわけでありました。当時87床ですかで始まったわけですが、今回大和病院としては40床ですから、あと454床の計画はどうであったのかというのが正式に示されたのは、5月ですかの特別委員会でしかなかったわけでありまして。そういう点からしてみても、市がゆきぐに大和病院をあそこにしばらくの間こうした形で残すということになれば、一帯のものとして私は検討していただきたい。そうすることによって、また今、仮に基幹病院が駐車場等を計画している中でも、一時転用という形も言われておりますけれども、そういったところでのきちんとした対応がなされるものと私は思います。ただ壊してしまうという形は、余りにも拙速過ぎるなという感じがしますので、本当に私はこの予算に反対をしたいぐらいのことです。本当に一考をひとつしていただきたいなど。結晶ですから、よろしく願います。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 残念ながらあれをそのまま残すということはちょっとできませんので、いろいろ石に込める思いといいますか、モニュメントに込める思いは、また大和病院側とご相談をさせていただきまして、大和病院の敷地の中がいいのか、あるいは新病院というまた新しく船出をする病院もございますので、その辺を慎重に考えてまいりたいと考えています。以上でございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 82 号議案 平成 26 年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 82 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 85 号議案 工事請負変更契約の締結について（南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（建築）工事）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 85 号議案につきまして、ご説明を申し上げます。本案は本年 5 月の第 1 回臨時会におきまして、請負契約のご同意を賜りました南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（建築）工事につきまして、工事請負変更契約締結の同意議決を賜りたいものでございます。なお、本案それからこの後ご審議いただきます第 86 号、第 87 号議案の工事も含めました養護老人ホーム魚沼荘の改築事業に係る年度別の事業費及び財源内訳につきまして、追加資料として配付させていただいているところでございます。参考にさせていただきたいと存じます。

それでは、議案の 1 ページをご覧くださいと存じます。1 の契約の名称でございますが、工事番号が養魚改第 1 号 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（建築）工事でございます。2 の変更の契約金額でございますが、変更前の契約金額が 8 億 460 万円、変更後が 8 億 3,199 万 9,600 円でございます。2,739 万 9,600 円を変更増としたいものでございます。変更の増額の率にいたしますと 100 分の 3.41、3.41%の増でございます。3 の契約の相手方でございますが、桐生・井口・山崎特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして、3 ページから 5 ページまでが先月 8 月 18 日に締結いたしました建設工事請負変更仮契約書の写しでございます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。工事変更概要でございます。2 に変更内容、3 には変更理由が 8 点ずつ記載してございます。少しとりまとめてご説明をさせていただきます。①から③の変更の工事につきましては、新設されます B 棟、C 棟の基礎の底部部分に、当初の施設であったかと思われるということですが、コンクリート廃材等が出現したためにその処理、撤去それから掘削等の土工事及び基礎部分の地盤処理でございます。ラップルコンクリート工事の増工でございます。④は外構工事でございますが、施工の際のヤード及び既

存施設の安全確保ということから、樹木の伐採範囲を拡大したいものでございます。⑤から⑧につきましてですが、現在の施設と新設施設が重なる部分、正面玄関及びロータリーの位置となりますが、既設、新設施設の機能切りかえに際しましては、入居者に最も負担が少ない施工順序ということで、解体、新設を協議いたしました結果、玄関部分を先行工事することにしました。既設施設の一部を解体するに当たって、入所者の皆さんの安全と現在の施設で機能している部分を確保するため、既設の中央棟でございますが、に仮設通路それからトイレの設置・撤去及び新設部分B棟になりますが、その一部を仮使用するための仮設の通路の設置・撤去工事を追加させていただきたいものでございます。

7ページはただいま申し上げました地下埋設物コンクリート廃材等でございますが、掘削工事を始めたときに出現した箇所でございます。及び外構工事伐採範囲ですが、拡大部分に係る平面図でございます。

裏面の8ページは変更施工に係ります既設施設中央棟でございますが、解体箇所をちょうど真ん中あたりにばつ印でしてございます。それから仮設通路の平面図が記載した図面でございます。

それから9ページは新設施設のB棟になりますが、仮使用に係る平面図と断面図でございます。あわせてご覧いただければと存じます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 変更理由で予期せぬコンクリートの塊が出てきたという部分ですけれども、これは掘削をしなければわからなかった部分でいたし方ない部分であろうかと思えます。

2番目の施工ヤード確保のための当初想定よりも多く既存の樹木を伐採する必要があるためという部分がある。この部分ですけれども、言わせていただければ、当初この程度の伐採で十分であろうという部分から見て、伐採云々について611万円という費用をかけて拡大をしようというのは、これなども当初設計のときにどのような図面を描いてやったのかというところを疑いたくなる部分であると思えます。

最も不思議だなというのは、「施設機能の切りかえ等を考慮し入居者に負担の少ない施工順序という部分で、仮設の通路をつくり、それについて電気設備等もやっていこう」というこの部分が3,872万円という追加の工事ということです。けれども、もともと切り離して設計をしてつくるということについては、丸々新築して完全にでき上がったその時点で引っ越しをしていくというのが当初の計画であったわけです。それを一部使いたいという部分は、家の新築であれば新築がなってきたな、一部使いたいなとそういう気持ちはわからないでもない。

しかしながら、こういう施設はそういうものではないでしょう。当初予算ではそういうことを想定しないで、わざわざ離してつくったということについては、こういう仮の使用をするということなど、頭の中になかったわけです。それをわざわざここでやるということほど

うも解せないという部分があります。

皆さんの希望があるということもあるでしょうけれども、既存の建物が本当にもうだめだと、パンクしそうであるというのでどうしても必要だという理由であるならば、いたし方ない。しかしながら、入居者に負担の少ない施工順序と言われても、理解し難いです。どうしてなのかきちんと説明していただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の樹木の伐採につきましては、これは簡単に言いますと当初の見積もりが甘かったということに尽きると思います。できるだけ小範囲での作業が可能というふうに、またそれに基づいてやっていただきたいという思いがあったわけですが、実際、重機を入れたりそれから資材の運搬トラックを裏側から入れたりする現場に至って考慮した場合には、やはり建物に支障が及ぶ。重機を旋回したり運搬車が入り出す建物に支障が及ぶという考えから、やむなく拡大したものであります。

なお、変更の伐採範囲、特にまた樹木の密集というのがありまして、本数的には増えてしまったということでありますので、再三申し上げますけれども当初のちょっと考えが甘かったのではないかと考えております。

それから、仮設の関係でありますけれども、この設計は当初からつくって壊して、つくって壊してということで、同じ場所につくる関係上、全部できてから一斉に移るということではなくて、つくったところから順次移動して、その旧施設を壊しながらそこにまた新たに建物をつくるという設計になっております。ただ、その移り方、どこまでつくってどこまで壊すかということにつきましては、業者が決まってから詳細を決めるということになっておりましたので、実際に業者が決まって施工する段階で、こういう方法がベストであろうという話になりまして、こういう方法をとったものであります。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 変更の伐採範囲でありますけれども、図面で見ると相当広い面積です。木の部分は確かに少ないと。これだけの面積が必要であろうということなど、申しわけないけれども設計士さんであれば、図面を見てどこにどれだけの材料か、どういう車の出入りがあるか、当然考えて設計をするわけです。それが見抜けなかったとするならば、やはりこれは発注者としてもどうですかね、という部分が当初設計にあってよかったのではないかと思います。

それからつくっては壊し、つくっては壊しという部分でありますけれども、それならば最初から仮設の通路を使ってやりますよということは、当初から設計コンペにしたときにこうなりますよということは盛っておくべきです。それを後からやるということになると、何がしかあるのかなという思いを持ってしまうわけです。なかなか合点がいかないという部分があります。そういうような工程であったというのは、いたし方ないと言って承知するだけでは済まない部分があるわけです。

全て当初設計にどれだけ盛り込むかということになると、設計者の技量というのはあるで

しょうけれども、発注者としてこういうやり方でやるのですということ、設計コンペの段階ではっきりと申し上げてあるはず。それが全体の図面ができ上がってきた中で、こういう工程であるということまで含めて、やはり業者を選定していくことを怠ったということではないかと思えます。

これは責任重大ですよ。金額的にすると総額 5,318 万円でありますけれども、建物で地下から出たコンクリート部分を除けば、中ら 5,000 万円近くでしょうか。総額 14 億 7,642 万円ですかの建設費、これに比べれば 5,000 万円は確かに少ない。少ないけれども、本当に申し上げれば、市の公共工事発注の仕方として、当初の設計からいろいろずれてくるということが目に余るものです。金額的に少ないから何とかなるのではないかという部分であるならば、当初設計の段階できちんとしたものが出せないということであるならば、南魚沼市の公共工事発注の仕方としてどうだろうと……（「簡潔にお願いします」と叫ぶ者あり）ということが言えるわけです。私は非常に合点がいかないという部分であります。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 樹木の伐採に関しては、おっしゃるとおり私どもも設計の段階、それから現場を見た中で、設計者と十分に打ち合わせをして、当初設計の段階で入れるべきだと思っておりますので、大いに反省しているところです。

それから、仮設の関係でございますが、やはり当初、こういう工法ですので、仮設の通路なりそういった関連の工事が必要だというふうには当然想定をしておりましたし、設計者のある程度のつかみということでの設計額は入っております。私どもも予算上は予定をしておりました。ただ、こういった複雑な工事ですので——これは言いわけになりますけれども、詳細につきましては現地を見た中で業者と相談するというので、当初設計には入れておりませんでした。

当然おっしゃるようなある程度の想定される部分で当初設計に入れて、設計額の総額を盛って予定しておくべきだという部分は、おっしゃるとおりですが、結果的には設計者の考えと私どもの考えの十分すり合わせができなかったということによりまして、当初設計には落としてしまったということですので、こういう形になりました。十分反省しているところでありますのでよろしくお願いします。

○議 長 26 番・若井達男君。

○若井達男君 今ほどの件と全く同じですが、部長がそういった答弁されております。この伐採については、地元への説明がなされていますか。ということは、この位置に来たというときに、地元の下の地域の人たちは、あの木を伐採するのですかという話が、私のところに来たのです。何でと。防風林の役目をしているのですよ、ということがあったものですから、ありったけ林には、なるべく手をつけない、少しでも木を残そうと。個人的に私は相談をいただいているのです。

そして、その前の段階とすると、これは長森運動公園にもこうでもいいではないか、場所は言わないけれども川北の 3 集落の区長さん、副区長さんが私のところに来て、とにかく昭

和 30 年代の始まりから始まったものを、これを外には出さないでくださいと。私たちと一緒にやってきょうまできているのです。場所はどどこだと言えませんが、それはそのとおりです。その後に運動公園の中でもどうでしょうということがありましたよね。しかしながら、用地的に、地形的に無理があるのではないかとということで現位置の建設だと。

その説明をいただいたとき、まず1つが、ここは長森字水押と——水を押しところです。小字で水押と書いてあるのです。それだけ堤防が切れて水が押ししたのです。そしてその下流に、今ある杉から始まって他の雑木を自然に育ったものと植林しているのですよ。それがあつたものからあれを切らないでくださいと始まっているのです。

多分、そういった意図があつて、今の部長の説明とあわせてなるべく木は切らないにしよう、ギリギリでやってみようと、私はそのように感じておつたものから、ああ、木がちゃんと残つたと。ときには破堤があつても防水の役割もするのではないかと、私はそのように考えておつたのです。なものですから、今の答弁はそれでいいのですが、地元の皆さんに伐採がここまで来ます、やりますというのは話をされていますか。そこをひとつ答弁をお願いします。

○議 長 魚沼荘所長。

○魚沼荘所長 地元の集落の皆さんとは、たびたび土地の売買の関係からこの建築については説明してまいりました。この建物の今コンセプトは林を残すと、自然環境を大事にするというのがありますので、設計段階では極力切らないでほしいということをお願いしております。これについては地元の方にも説明して、実際、業者が決まってからまた地元の皆さんに施工計画ということで、こういう順番で工事を始めますと丁寧に説明はさせていただいております。

どちらかという中庭の木の部分です。八海醸造さん側のほうはなるべく手をつけておりませんし、今、部長が言いましたようにどうしても搬出に土手をちょっと仮使用させてもらうということになりまして、その部分はやはり枝が引っかけても安全上非常に危険であるという判断から、そこは申しわけないのですが安全性を優先させていただいたと。現場のほうはまた常に区長さんには見ていただいておりますので、丁寧な説明は今後も、複雑な工事ですので、いろいろな問題については提案をしたり、見ていただいたりということをお願いしております。以上です。

○議 長 26 番・若井達男君。

○若井達男君 今の所長の説明で私も納得ができました。とにかく説明のとおりなのです。これからは十分にそういった説明をひとつ——怠りはないと思いますけれども、時として忘れないように。先ほど申し上げましたが、昭和 30 年の始まりから途中で火災を起こしながらきょうまで一体となつてやってきておるのです。長い歴史の中で今日まで来ております。そういったことでぜひとも、地元の気持ち、声を大切に、この後まだまだ続きますので、ひとつやっていただきたいと思います。終わります。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1点だけお願いいたします。仮設といいますか、ここにきて仮設というの
も、安全とか負担を軽減という立場から必要であれば私はいいと思うのです。ただ、私がち
よっと確認したい点は、ここにきて5,000万円ですよね。仮設は必要ですから、何の役にも
立たないなんてことは言いませんけれども、必要なわけですけれども、ただ5,000万円かけ
て、それは仮設ですからなくなるのですよね。そういう中でこういう配慮が必要だというこ
とはわかりました。

わかったけれども5,000万円かけてこうしなければならないのか、もしくはもうちょっと
ほかの方法があったのか。そういう検討の中で、それで負担も軽減するし、金もかかるけれ
どもこのほうがよかったとなれば、私も多分議員の皆さんも賛成すると思うのです。けれ
ども、設計業者がこういう方法でやりましょう、よしそうですね、必要ですねという話では、
やはり話は通らないと思いますので、どういう経過でこうなっているのかというところを、
ちょっと教えていただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 これは当初コンペを行いまして、いろいろな工法がありました。7社か
ら応募をいただきまして、いろいろな位置、それから工法、それから構造等もありまして、
最終的には今の位置で環境を変えないでつくるというこの案を採用したわけです。当然その
ときには、仮設の建物は必要ないのですけれども、つくっていく段階で通路等は必要だろう
という想定になりました。この方法、仮設通路等を考える場合、やはり入居者が通行する必
要があります。そういったところでは、今回の場合はトイレ等の設置も生じてきますので、
かなりきちんとした構造でなければならないというようなことで、確認申請の対象となっ
ております。

いろいろ検討した中で、ほかに建物をつくるという方法ももちろんあるのですが、それで
すとなおさら費用がかかるということで、一応検討した中ではこれが——5,300万円とい
うことで、高いというご指摘はもちろんそれはそのとおりですけれども、一番安全で確実な方
法であるということで、この方法を採用したという経緯です。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第85号議案 工事請負変更契約の締結について（南魚沼
市養護老人ホーム魚沼荘改築（建築）工事）は、原案のとおり決定することにご異議ござい

ませんか。

〔「異議あり」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 85 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、第 86 号議案 工事請負変更契約の締結について（南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（電気設備）工事）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 86 号議案についてご説明を申し上げます。本案も前議案同様、本年の 5 月の第 1 回臨時会におきまして請負契約のご同意を賜りました南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（電気設備）工事につきまして、工事請負変更契約の締結の同意議決を賜りたいものでございます。

議案の 1 ページをご覧くださいと存じます。1 の契約の名称でございます。工事番号が養魚改第 2 号 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（電気設備）工事であります。2 の契約金額でございますが、変更前の額が 1 億 7,982 万円、変更後が 1 億 8,983 万 8,080 円、1,001 万 8,080 円を変更増としたいものでございます。増の率にいたしますと 100 分の 5.57、5.57% の増額でございます。3 の契約の相手方でございますが、小島・吉田・陽光特定共同企業体でございます。代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

めくっていただきまして、3 ページから 5 ページまでが、これも先月の 8 月 18 日に締結いたしました建設工事請負変更仮契約書の写しでございます。

6 ページをご覧くださいと存じます。本変更時の変更概要でございます。2 には変更内容、3 には変更理由を記載してございます。前議案でご説明申し上げました既施設中央棟部分の仮設通路及び新施設 B 棟の仮使用に係る電源供給、配線、機器の移設等電気設備工事の追加施工をお願いするものでございます。

7 ページ、8 ページには、両面になっております A 3 の図面でございますが、ただいま申し上げました中央棟部分の仮設通路、新施設の仮使用に係る電気設備工事の計画平面図、仮使用のほうについては計画図ということで添付してございます。あわせてご覧いただきたいと存じます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 関連がありますので、確認ですけれども。こういうふうな変更契約は、前の業者がこれが必要だということを出してくるわけです。ですから、向こうのほうは自分らがやりやすいようにとか必要なようにして、良心的に見れば必要なのでしょうけれども、この金額、配線とかこういうのは適正でしょうか。金額が適正だというチェックが、例えば

入札があればそれができるのですけれども、こういうのはやりづらいですよ。この1,000万円なりが、ではこれは変更で仕方がないと、仮設で取り壊しただけけれども、この金額がかかって当然だというようなチェック、そこら辺はどういう形でしたのかだけ教えていただきたい。

○議 長 魚沼荘所長。

○魚沼荘所長 チェックにつきましては、基本的には管理を現在設計業者をお願いしております。そのチェックをいただくということと、基本的に電気の場合でありますと、幹線の一部使用の手前までが仮使用ということで、機器についてはもう新しいものを使っていくという部分もあります。

金額が非常に高いのは、電気工作物ですので基準どおりということの設計になっておりますので、そこにこのものをほかに使うとかということは、当然同時並行で新築もやっておりますのでできません。ですので、金額的には先ほど言いました、単価等は外部設計で都市計画からも見ていただいておりますので、そこで施工管理者とこちらの市の側でチェックしていただくというのが現状です。以上です。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 はい、わかりました。では、私も自分の気持ちを整理したいので確認ですが、そういう意識を持って、そして設計業者にきちんとそこら辺を発注者として考えを持って確認しながら進めたと、私は理解をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「はい、わかりました」と叫ぶ者あり〕

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 同じ内容で、この前病院の新病院の追加でちょっと発言をさせてもらったのですけれども、今までなかった図面を出していただいたところが、その図面もやはりきちんと見られていないと。どこまで追加になった時のチェックができるか、議会の我々ができるはずはありません。個々に見積書を見て判断することはできないわけです。

それについて委員会の中では「積算しています」という発言をいただきました。しかし、図面は違っていました。ということは、どこまで見ているか我々はちょっと信頼できないところを感じたところです。今ほど所長は設計士さんと連絡をとってということですが、行政のほうでチェックをしていただかなければ、我々は信頼するところが——設計士さんとは直接話はできませんし、していません。もう少しちょっと行政側でチェックなり判断を、介入できるところをつくっておく必要があるのではないかと、そんなふうに考えます。それが1点です。

それと、次の設備工事のところまでちょっと入って申しわけないのですけれども、変更項目を見ると「撤去」という言葉が入っていないのです。それで、建築のほうを見ると「設置・撤去」と両方明記してありますけれども、電気、設備は、あわやこの撤去のときにもう一度追加がないということを確認しておきたいと思います。

○議 長 市長。

○市長 特に建築物、そしてそれに関わります電気、設備これらについて、前にも申し上げましたように今、市の職員で100%きちんとそれを理解してチェックできる体制にはなっておりません。ですので、いわゆる監理監督という部分を委託もしてやっているわけでありますから、そういう部分を信用しながら。しかし、少しでもそういう一連の部分が理解できる職員をそこに付けようということで、今回はこの金沢は前に広域連合のほうで、ごみの焼却場の部分を相当担当してございまして、ある意味非常に詳しい部分もございましたので、特目的に今回はここに配置をさせていただいたということであります。100%——例えば課外設計で都市計画のほうに回しましても、全てのことを全部職員が理解をして全てチェックができるという体制になっておりませんので、その補完としていわゆる設計士そういう方々に監理監督、監理の部分を委託しているということでありますので、これはご理解いただきたいと思っております。あとのほうはまた担当で説明させます。

○議長 魚沼荘所長。

○魚沼荘所長 仮設の部分は全て撤去が含まれていると理解しております。先ほど言いましたように、本設も利用するという部分もありますので、撤去はそんなに電気の場合だとケーブルのただ敷設だけですので、埋設の簡単な——簡単と言うのは失礼ですけども基準どおりやりますが——撤去についてはさほどかかるものではないと理解しております。含まれていると考えております。

○議長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 委員会の中で、やはり何社かいろいろな見積もりが出てきたにしてみても、今はソフトがしっかりしているからほぼ同じものが出てくるのだよと。例えば見積積算ソフトが何百万円するかわかりませんが、でもそこに1つの事業で何千万円、何億円と変わってくるようであれば、ぜひ職員の方でそれはチェックすべきではないのでしょうか。そして、おおよそ枠の中であれば、妥当だということの線を出していただきたいものだと思います。

そして、確認ですけども、では撤去工事の追加は発生しないと、よろしいですね、了解です。

○議長 市長。

○市長 それも病院の際に申し上げましたが、単価あるいは歩掛りこういう部分については、きちんと職員でチェックができるわけであります。しかし、工法、手法、これについて例えば電気ということになりますと相当の専門知識が必要ですので、これはできない、こういうことであります。議員は電気のごときは特に詳しいわけですが——建築関係についてもやはりそういう部分は相当ございますので、そういう体制で今やっている。大体大きな自治体以外はほとんどそういうことで乗り切っているということだと思っております。それでいいということではありませんけれども、そういう実情でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることに…… 3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 先輩議員の議論を聞いた中で、私もかなり気持ちの中で揺れていたわけですが、昨日からの議論、ともかく公共事業に対して、昨日は大原運動公園の 5 億円という問題の中で増工が認められたわけでありましたが、やはりそういうあり方について私はどうも納得できないし、議会にある程度結論が出た段階で出されてしまうと、もう何を言ってみようもない。そういう無力感も含めて何ができるかということで、私は皆さんには申しわけなかったですけれども、異議ありということに同調したと。

ともかく議会に対してもう少し情報開示を、5 月の段階で入札し、そしてそういう構造物が出た段階でやはりあったわけですから、6 月議会の中でもっと報告していただきたいかったという点で残念というのも含めて、今後また改善を求めるということを申し上げます。これは私は気持ちですけれども、その点の見解をお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 そういう部分が——おっしゃることはわからないわけではございませんが、我々もまず工事を発注する、そこで変更部分が出てきます。出てくるときに全部そこで出てみればいいのですけれども、結局やっている中であれもこれもという部分の増減が出てくるわけです。それをある程度きちんとまとめて金額にして、そして議会の皆さんから議決をいただくということをやっているわけでありまして。

途中で何かが発生した時点で、重大なことがあれば別ですけれども、そういうことをいちいち議会のほうにご報告するということは今までもやっておりますし、これからもそこまでのことは私は必要ないのだろうと思っております。ただ、重大な部分が発生したとすれば、それは全員協議会のことだとかいろいろの中で、皆さんにご報告申し上げ、あるいはご判断をいただくという部分は出ますけれども——判断をいただくのは今でありますから、これはこれで皆さん方のご判断ということでありまして、そこまでの情報提供といいますか、それがもうそれで全部固まった情報であればそれはそれでいいですけれども、途中で相当やはりそれぞれ変更やそういう部分は出てきますので、それをいちいち——いちいちという言葉が悪いですね、一つ一つ細かに議会のほうに報告するということについては、今は私はまだ考えておりませんのでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 3 番・田村眞一君。

○田村眞一君 8 億円に対して、先輩議員が言いましたけれども約 5,000 万円の増工ということですので、額的にはものすごいウエイトだと思うのです。ですから、その辺を本当に今後、もう市長の今の話だとそれはできないということで片づけないで、ぜひ検討していただきたいという点ではどうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 結局 5,000 万円になるという部分がある程度はつきりするの、ここにありますように伺いが上がってきて決済しているのが、もう本当につい最近でありますから、それがわからないのです。例えば、掘っている最中にコンクリート片が出ました。それはわ

かります。では、それを撤去するのにどのくらいかかるのだと。あるいは仮設をしなければならぬ部分が出ました、それも全然、金額的にわからないものですから、それを不確定な情報として皆さんのところに随時流すということは、これはやはりある程度でき得ることではないということを申し上げたところであります。額が大きいから、小さいからという問題ではなくて、額が確定さえすればそれはなるべく早くご報告申し上げたり、あるいは議決をいただいたりすることには努めております。そういうことでご理解いただきませんと、もうある情報を全てどんどん出していくという——情報と言っても隠している情報ではないものですから、そこはひとつご理解賜りたいと思っております。

○議 長 本日の会議時間は、日程第 16、第 87 号議案までとしたいので、あらかじめ延長します。17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 今の市長の答弁を聞いていて、やっぱり思うのですね。例えば新市立病院、いろいろな意味で機器まで含めれば 60 億円からという額になるわけですし、市民の協力、理解を得るには、こういうようなことがぼろぼろ、もしかして出てくるようであれば、やはりこれは得にくいと思っています。

基本的な面で設計をこうして追加しなければならない、これはいたし方ないにしても、業者さんのほうからある程度協力を得るとか、少なくとも情報開示のほうはしっかりやっていたかかないと、我々議会としての務めが果たせません。この辺だけ市長のほうからひとつ答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 今ほど申し上げましたように、情報を隠すとか開示をしないなんてことは全く申し上げておりません。それから、病院のことについては、もう発注当初から今皆さんから議決をいただいた予算の中では到底でき得ませんと。与えられた予算の中で発注をさせていただきますということを申し上げているわけでありまして、何も全く突然ぼんと増えたなんて話をしているわけではありません。議会の皆さん方が、こういう場面になって、そして我々には全然耳に入っていなかった、今初めて聞くと。これは議案でありますから、議案を事前に皆さん方に全部説明するというこれはやはり避けなければなりませんし、その前の情報を我々が隠すということでは全くございません。

ですので、ある程度確定した時点できちんと設計をして、そして金額が上がってきて決済をして、皆さんにご報告あるいは議決をいただくわけでありますから、その間の情報を全て全部議員の皆さん方に流せと言っても無理なことですから、それはご理解をいただかないと。ちょっと私がここで、そのことも全部開示をします、全ていちいち情報を全部流しますということは絶対申し上げられることではありませんので、それは情報を隠すという意味ではなくて、ご理解をいただかなければならないと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、問題になっているのは、やはり正しいとかというそういう問題が前面

に出ているようでありますけれども、私は執行者が提案してそれを執行した、それが本当に公共事業としてきちんと役割を果たしているか。だから、今ここで市長が頑張るのであるならば、やはり公契約条例というような形で、要するに追及をしていく姿勢を示すべきです。そうしなければ、公契約条例というのはどこがやっていて、どういう効果があるのかというあたり、本当に検証してみてくださいよ。そうすることによって、こういった体質が日本全国少しずつ改まっていくのではないかと、こういうふうに私は思いますので、ぜひその話を聞いて執行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 たびたび申し上げておりますように、公契約条例を今いわゆる施行しなければならないとか、制定しなければならないという必要性を私は全く感じておりません。これは別に売り言葉に買い言葉ではなくて、議会の皆さん方が本当にそれが必要だと、そうでなければ困るというのだったら、議員提案で出してください。私はそこにその条例を提案する意思是全くございません。

○議長 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 議会では追求すること、要するに調査することはできないのです（「そういう意味ではない」と叫ぶ者あり）市長がどういう形でこれが正しいのだという、正しいと思って提案しているだけです。だから、99%なり98%なりそういった落札をしている方々が執行したものが、本当にではきちんと正しく回っているのかというのは、やはり税金を使う人の立場になってみれば、これは明らかにしていけるのですから、いっているところがあるのですから。そういうことが必要ないという感覚は、やはり市長の姿勢としてはいかがなものかと私は思います。

そうでないと、私たちは提案されたことはどうするのだと言い張られれば、それを認めていくよりどうしようもないという……（「そんなことないでしょう」と叫ぶ者あり）それは反対すればいいではないかという話で、それは違いますよ。そんな言い方でやっているのではなくて、我々は……

〔「ちょっと待ってください」と叫ぶ者あり〕

〔「全然、議会の執行部の立場というものをわかっていないでそういうことを言わないでもらいたい」と叫ぶ者あり〕

ここまで来て執行していただくのですから、それをきちんとそういった契約条例とかそういうものがあるのですから。そういうのも——市長がする気ないと言ったって職員がそういうのを勉強して、そのぐらいの気持ちがあって必要だと私は思います、いかがでしょうか。

〔「市長」と叫ぶ者あり〕

○議長 長 ちょっと待ってください、市長。

18番・岡村議員、会議規則の第55条に発言内容の制限というのがあります。今の問題はこの関連で出てきている問題であります、範囲を超えているというふうに感じておりますので、この問題については今だけではなくて前にも出ているものでありますので、また別の

時点で、ぜひこの問題についてはお願いしたいと思います。会議規則の発言内容の制限というように感じておりますので、それを踏まえて、市長。

○市長 私も決済の判をつくときは、大げさに言えば命がけですよ。ちゃんとしているわけです。ですから、当然このことは 100%正しいと思って、それは手続的に瑕疵があるとかそういうことはあるかもわかりませんが、やっているわけです。そこで、皆さん方がまだ公契約条例とかが必要だということであれば——私は必要ないと思っているのですけれども、議会の皆さん方が必要であれば、議員の皆さんは提案権、条例の制定権があるわけですから、どうぞそうしてくださいと私は申し上げている。

私から提案するつもりは全くございません、こう申し上げている。それがおかしいという話になれば、では議会は何のためにあるのですか。我々の出したものを全て議決しなければならぬなんてことは全くありませんよ。どうぞ反対するときは反対してください。予算だって反対しているのですから、あなたは、そういう議論になりかねないので、今、議長が申し上げたように、こういうところでそういう話は別でしょうと。どうぞ議会の皆さんでご相談していただきたいと思っております。

○議長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 そういった過激な言葉で言わないで、そういう検証方法があるという提案をして私は賛成しようと思っております。（「ありがたいことです」と叫ぶ者あり）いいですか、そういう方向性を見いだしていかなければ、信頼を得られなくなると、こういう話をしているのです。以上です。

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第 86 号議案 工事請負変更契約の締結について（南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（電気設備）工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 86 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第 16、第 87 号議案 工事請負変更契約の締結について（南魚沼市養

護老人ホーム魚沼荘改築（機械設備）工事）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長　それでは第 87 号議案につきましてご説明を申し上げます。本案につきましても、前 2 議案と同じく本年 5 月の第 1 回臨時回におきまして、請負契約のご同意を賜りました南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（機械設備）工事につきまして、工事請負変更契約締結の同意議決を賜りたいものでございます。

議案をご覧いただきたいと存じます。契約の名称は養魚改第 3 号 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（機械設備）工事でございます。契約の金額でございます。変更前の金額が 2 億 8,782 万円、変更後が 3 億 358 万 9,080 円、1,576 万 9,080 円の変更増としたいものでございます。率にいたしますと 100 分の 5.485、5.48%の増でございます。契約の相手方でございますが、サドヤ・創和特定共同企業体でございます。代表者、構成員は記載のとおりでございます。

めくっていただきますと、3 ページから 5 ページまでが先月の 8 月 18 日に締結いたしました建設工事請負変更仮契約書の写しでございます。6 ページをご覧いただきたいと存じます。工事変更概要でございます。2 の変更内容、3 には変更理由が記載してございます。前議案でもご説明申し上げましたが、既施設中央棟部分の仮設通路及び新設部分の B 棟の仮使用に係るトイレ工事、給排水設備、冷暖房設備と機械設備工事の追加施工をお願いするものでございます。7 ページ、8 ページがただいま申し上げました追加の工事に係る機械設備工事の計画平面図それから計画図でございます。あわせてご覧をいただきたいと存じます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議　　長　　質疑を行います。1 番・永井拓三君。

○永井拓三君　災害時のことについてお伺いします。新設のトイレで最近のトイレは電気自動式のものが非常に多いのですけれども、いざ何か起きて電気がとまったとなった場合に、いわゆる老人、子どもたちは災害弱者となるわけで、その人たちの生活の一部はトイレなわけです。トイレあとは水道ですよ、その他のものが電気を使わないと動かないという状態では非常に弱いと思っていまして、図面を見ると何かコックのようなものがついているトイレですけれども、これが果たして電気なしで手動で流せるのかどうかという点と、洗面器も手動でお湯と水が出るのかだけ、1 点確認です。

○議　　長　　魚沼荘所長。

○魚沼荘所長　この施設は災害時にも高齢者を若干引き受けたいという予定であります。トイレにつきましては、既存施設はもう言われたように電気、水道がとまれば使えません。玄関正面通路に向かって下水管直結で非常用のトイレを 4 か所一応設置する予定であります。災害時についてのトイレというのは重要な問題ですし、それについては考慮しています。

手洗いについては、貯水槽が使えますので、それで使える限りか、というところで具体的な細かい点は詰めておりません。以上です。

○議 長 1 番・永井拓三君。

○永井拓三君 非常用に対応しているというところがあったので一安心ですけれども、今後新しい施設をつくる場合には、市全体で電気を使わなくても全ての水道、トイレが使えるぐらいのものにしていかないと、本当に非常時に困ってしまうというのが現状だと思います。そういう意味ではこの庁舎のトイレ、水道は蛇口ですし、非常にアナログなので災害時には非常に強いと私は思っています。今後そういうことを検討しながら建物をつくっていただければと思います。終わります。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 私は自分の現状の立場でもチェックができると思いますので、しつこいようですけれども質問をさせていただきます。ここに書かれています仮使用時というところが私はよくわからない中で質問するので、ちょっと間違っているのかもしれませんが、仮設のところに機械設備をするというところ、素人なりに考えると例えばこういうようなことで一番下に仮使用時冷暖房設備工事一式とあります。460 万円とあるのですけれども、例えば仮施設用のものであれば、いつかこれを撤去して、そしてまた新しい施設のところで使うとなると、これはやはり仮の電気施設ですね。ですので、それが例えば新しいのでなくていいとか、それで取り外して返すときにまだ償却というか価値があるとかそういうところも、細かいようすですけれども、やはり公的な金を使うとなるとそこまで考えていただきたいわけです。そういうところも考えてこの仮の冷暖房設備の見積もりをお受けになっているのか、配慮があるのか、そこだけお聞きしたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 当然今、仮で使用する設備というのは何もないわけですので、今設置するものは新しいものになります。ただ、施設ができてそれをまた再利用できる部分が当然あるわけですので、それは今後現場を見て、また施設の状況を見ながら、できるだけ使用できるようなものを検討していきたいと思っています。

方式については若干違ってくるわけです。それで、冷房それから暖房につきましても工法が違ってくるのですけれども、例えばエアコンですとかボイラー等は当然使える部分が出てくるわけですので、使える部分は当然使うという方法を考えています。当然当初今の状態で想定できるわけですので、使用できる部分はございますので、それは使えるような形で考えていきたいと思っています。

○議 長 6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 仮設といいますか、その用途が終わった時点で状況を見ながらというようなことですが、いや、このもう契約する段階でどういう見通しなのかということですが。状況を見ながら使うか使わないかではなくて、ここは仮設だからこういうのでいいとか、もうあらかじめ新品を使うのだったら、これは仮設の期間1年なり、それが過ぎたらどうしようかということぐらい考えて、私はこの見積もりを受けると思うのですよ。状況を見てから使えるものは使うし、使わないものはではどうするのですか。そのまま 100 万円のものを

50万円分ぐらいしか使っていないけれども、それでありありがとうございましたで終わりなのですか。そういうのではうまくないと思うので、そこら辺の見通しというかそこら辺も配慮した中でこういう工事変更なのかというところを、ちょっとお聞きしたい。

○議 長 魚沼荘所長。

○魚沼荘所長 今回の仮設のトイレの便器等はもう新設に使うものを用意して、それを移設します。

ボイラーにつきましては、今回お願いしているのはお風呂の温水ボイラーの仮設のみですので、空調用のボイラーではありません。若干やはりその用途について、今後のはエコキュートも検討して、省エネということを大前提にやっておりますのでそぐわないところがある。そういう場合は再利用について、細かくまたうちで使うところまではとても見込めない状況でしたので、ただ、使えるボイラーも小さいのを7台ぐらい連結して使っていますので、決して大きい1台でもうだめになるというものではありません。用途的にはあると思っております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今回の答弁を聞いていると、仮設に使った便器は使う、ボイラーも使う——それは違うでしょう。この前の契約の説明のときはそんなことないですよ。私は新しいのができると思って契約をしたものと思っています。あくまでも仮設——仮設というのは新設の仮設です。それは使用価値があろうがなかろうが、では、減額してそれを据えつけますなんて話、ちょっとそんなことを想定して請け負っていますか。私は違うと思いますね。そんな条件は説明なかったでしょう。市民病院については除外がいっぱいあり過ぎてわけがわからなかったのですけれども、今回そういう説明はないのですから、そこまで答弁する必要は、私はないと思うのです。そういうものではないでしょう。

○議 長 魚沼荘所長。

○魚沼荘所長 ここの、ささいなこと申しわけないのですけれども、トイレの便器について、これをそのまま仮設と言いましても、もう本設的に使うわけで、古いものは使えない。それを移設するわけにいきませんので、新しいものを3基ですけれども新設しました。それは次のトイレのところに使えるのだらうということで、ここ1年ぐらいの仮設だけで。それは当初に考えていません。ここの提案があったときに、そのトイレの便器は先取りで工事に含まれているものを利用してほしいという要望を出したわけです。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 使ったものを外して、そして洗って、つけかえて。公共単価でそれを買ったら買うほどかかりますよ。そう思いませんか、この積算でやったとしたならば。それはわかりませんよ、積算単価もわかりませんし、そういうわずかなお金で労賃をかけて労賃が高くなったなんて、2割も労務単価が高くなったなんて話をしている中でね。本当にそういうところが私は甘いのではないかと今思いました。サービスでやってくれるのならいいですよ、そうではないのです。

それで、工程からしても仮設は途中でなくなる、事務室ができたときになくなるかもわかりませんが、瞬間的には……（「簡潔にお願いします」と叫ぶ者あり）使えないわけですから、そういうことではなくきちんとつけて、そしてきちんと検査ができてそして機能ができて、引き渡しを受けるという形をとらないと、これは1回使ったからなんて話になって責任の所在もなくなりますよ。

〔「議事進行」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第87号議案 工事請負変更契約の締結について（南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（機械設備）工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第87号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は9月8日月曜日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後5時23分〕